

巻末資料

- 1 各種基準・資料
 - 1 大気汚染に係る環境基準
 - 2 香川県大気汚染緊急時対策要綱の概要
 - 3 有害大気汚染物質調査結果（環境基準が設定されていない有害大気汚染物質）
 - 4 主な大気汚染物質の規制の概要
 - 5 水質汚濁に係る環境基準
 - 6 地下水の水質汚濁に係る環境基準
 - 7 水質汚濁防止法による排水基準（一律排水基準）
 - 8 公共用水域の環境基準の水域類型の指定
 - 9 平成14年度末 生活排水処理施設の整備状況
 - 10 公共下水道の整備状況
 - 11 農業集落排水施設の実施状況
 - 12 漁業集落環境整備事業の実施状況
 - 13 瀬戸内海環境保全措置法および水質汚濁防止法対象特定事業場数
 - 14 騒音に係る環境基準
 - 15 航空機騒音に係る環境基準
 - 16 騒音規制法に基づく規制基準
 - 17 騒音の大きさの例
 - 18 振動規制法に基づく規制基準
 - 19 振動による影響
 - 20 悪臭防止法に基づく規制基準
 - 21 各悪臭物質のにおい・主要発生源事業場
 - 22 土壌の汚染に係る環境基準
 - 23 ダイオキシン類対策特別措置法による環境基準
 - 24 ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準
 - 25 平成14年度ゴルフ場農薬流出実態調査結果
 - 26 年度別種類別公害苦情受理件数
 - 27 機関別公害苦情受理件数
 - 28 天然記念物の指定状況
 - 29 県自然記念物の指定状況
 - 30 県自然海浜保全地区の指定状況
 - 31 鳥獣保護区指定状況
 - 32 休猟区指定状況
 - 33 銃猟禁止区域指定状況
 - 34 鉛散弾規制地域指定状況
 - 35 緑化推進地域
 - 36 香川の保存木の指定状況
 - 37 香川県環境影響評価条例の対象事業
- 2 環境行政体制
 - 1 県の組織
 - 2 審議会等
 - 3 市町の組織
 - 4 国等の組織
- 3 都道府県別環境の状況
- 4 環境保全に係る市町の取組み
 - 1 環境マネジメントシステムに取組む企業の支援
 - 2 地球環境保全の取組み
 - 3 環境保全に係る市町の状況
- 5 香川県における環境行政のあゆみ
- 6 環境用語の解説

1 各種基準・資料

1 - 1 大気汚染に係る環境基準

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダント

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考	<p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10マイクロメートル以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p>				

(参考) 1) 環境基準による大気汚染の評価について

環境基準の評価方法には短期的評価と長期的評価がある。当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するには、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価することとされている。(二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合。)

短期的評価とは、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行うものである。

また、長期的評価とは、年間における1日平均値のうち測定機の精度等からみて測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合には7日分の測定値)を除外して評価を行うものである。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わない。

なお、二酸化窒素の評価については、年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものとする。

2) 環境基準適用除外地域

- 工業専用地域
- 臨港地区(港湾法による)
- 道路の車道部分
- その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

(2) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg / m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

- 1) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、上記の表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2) 1)の環境基準は、上記の表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3) 1)の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

1 - 2 香川県大気汚染緊急時対策要綱の概要

(1) 対象地域

対象地域	地域の範囲
中讃地域	丸亀市（本島町、牛島、広島町及び手島町を除く） 坂出市（与島町、岩黒及び櫃石を除く） 善通寺市、宇多津町、多度津町（高見及び佐柳を除く）
高松地域	高松市（女木町及び男木町を除く）
直島地区	直島町

(2) 対象物質

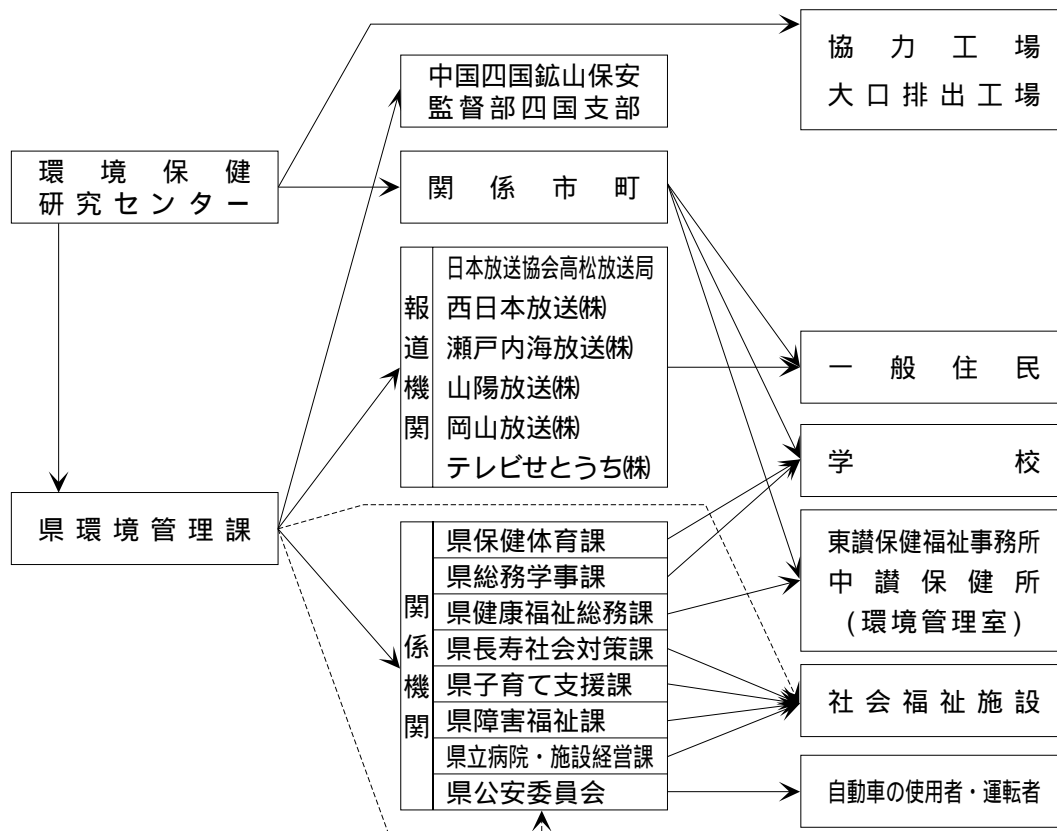
硫酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素の5物質

(3) 発令基準・措置内容 (光化学オキシダント)

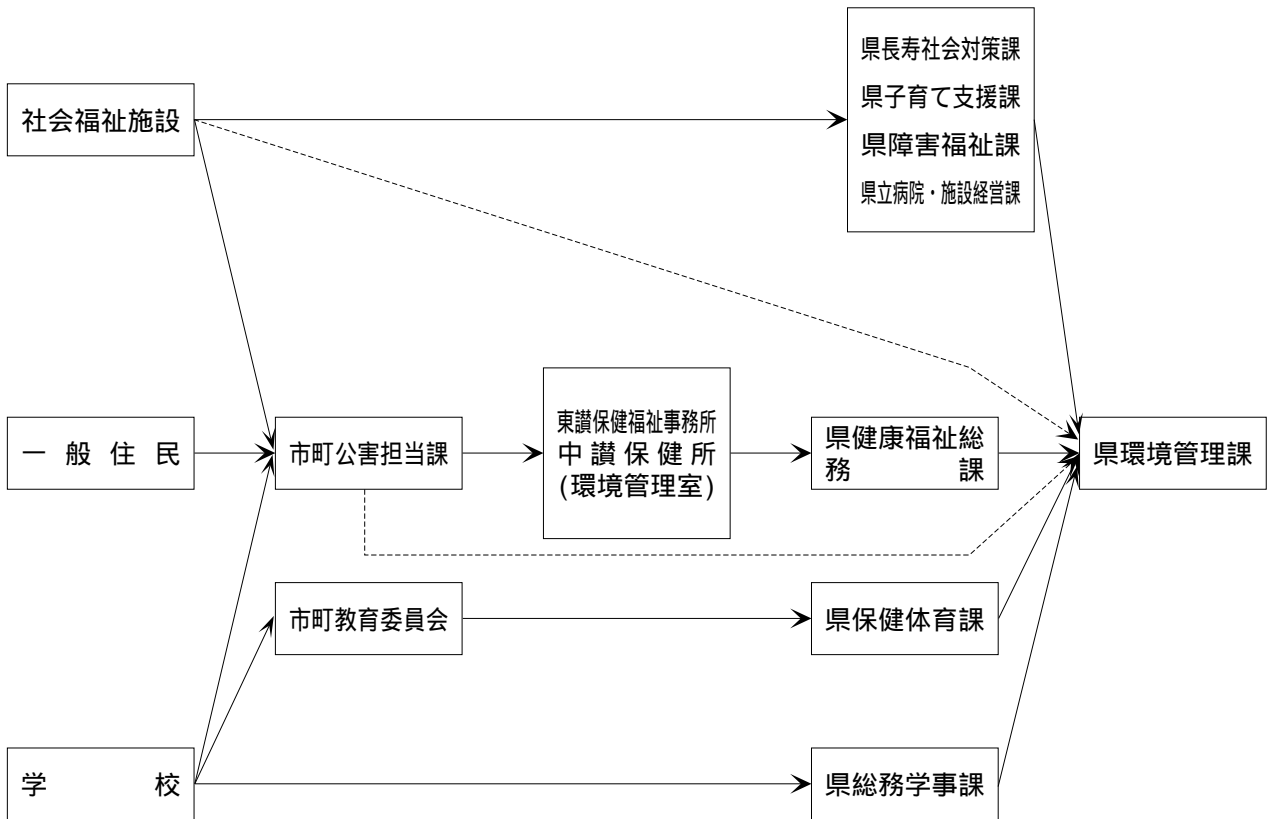
発令区分	発 令 基 準	措 置
事前予報	気象条件から判断してオキシダント濃度が1時間値100万分の0.08を超えることが予想されるとき。	協力工場に対し、当該ばい煙発生施設（以下「当該施設」という。）の燃料若しくは、熱源としての電気の通常使用量（以下「通常使用量」という。）の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。
予 報	1時間値100万分の0.10以上である大気汚染状態になったとき。	協力工場に対し、当該施設の燃料等の通常使用量の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。
注 意 報	1時間値100万分の0.12以上である大気汚染状態になったとき。	1. 協力工場に対し、当該施設の燃料等の通常使用量の20%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 2. 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運転の自主的制限について協力を求める。
警 報	1時間値100万分の0.24以上である大気汚染状態になったとき。	1. 協力工場に対し、当該施設の燃料等の通常使用量の30%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 2. 注意報の第2項と同じ措置
重大警報	1時間値100万分の0.4以上である大気汚染状態になったとき。	1. 協力工場及び大口排出工場に対し、燃料等の通常使用量の40%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。 2. 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。

なお、事前予報の発令は、午前10時30分までに行うことにしています。

(4) 緊急時等の連絡系統 (平成15年度)



(5) 被害発生時の連絡系統図 (平成15年度)



1 - 3 有害大気汚染物質調査結果 (環境基準が設定されていない有害大気汚染物質)

調査項目	調査地点			
	年平均値 ($\mu\text{g} / \text{m}^3$)			発生源周辺
	一般環境			
	坂出市役所局	丸亀市役所局	直島町役場局	瀬居島局
アクリロニトリル	0.05	0.25	0.17	0.17
アセトアルデヒド	3.7	2.8	2.1	2.2
塩化ビニルモノマー	0.03	0.05	0.05	0.09
クロロホルム	0.55	0.35	0.26	0.54
1,2-ジクロロエタン	0.09	0.12	0.14	0.12
水銀	0.0033	0.0028	0.0031	0.0024
ニッケル化合物	0.0091	0.0059	0.0059	0.0069
ヒ素及びその化合物	0.0026	0.0027	0.0058	0.0026
1,3-ブタジエン	0.12	0.28	0.20	0.09
ベリリウム及びその化合物	0.00009	0.00009	0.00012	0.00007
ベンゾ (a) ピレン	0.00095	0.00049	0.00031	0.0015
ホルムアルデヒド	4.7	5.0	4.6	4.0
マンガン及びその化合物	0.048	0.048	0.046	0.039
クロム及びその化合物	0.035	0.0041	0.0061	0.0034
酸化エチレン	0.069	0.057	0.044	0.046

1 - 4 主な大気汚染物質の規制の概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要
ば	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値 (量) を設定 $\text{許容排出量 (Nm}^3/\text{h)} = K \times 10^{-3} \times \text{He}^2$ 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定 (香川県は対象地域なし) 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定 (香川県は対象地域なし)
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準 (濃度) 0.04 ~ 0.7g / Nm ³
い	有	カドミウム (Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理 施設ごとの排出基準 1.0mg / Nm ³
		塩素 (Cl ₂) 塩化水素 (HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理 施設ごとの排出基準 塩素 : 30mg / Nm ³ 、塩化水素 : 80 ~ 700mg / Nm ³
	害	フッ素 (F)、フッ化水素 (HF) 等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用熔融炉等における燃焼、化学的処理 施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg / Nm ³
	物	鉛 (Pb)、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理 施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg / Nm ³
	質	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等 1) 施設・規模ごとの排出基準 新設 : 60 ~ 400ppm 既設 : 130 ~ 600ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定 (香川県は対象地域なし)

1 - 5 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg / l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg / l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / l 以下
鉛	0.01mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下	チウラム	0.006mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg / l 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下	ベンゼン	0.01mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下	セレン	0.01mg / l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下	ふっ素	0.8mg / l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下	ほう素	1mg / l 以下

備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利水目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / l 以下	25mg / l 以下	7.5mg / l 以上	50MPN / 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg / l 以下	25mg / l 以下	7.5mg / l 以上	1,000MPN / 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / l 以下	25mg / l 以下	5mg / l 以上	5,000MPN / 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / l 以下	50mg / l 以下	5mg / l 以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg / l 以下	100mg / l 以下	2mg / l 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg / l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg / l 以上	

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg / l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - ” 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - ” 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - ” 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - ” 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）		

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利水目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / ℓ 以下	1mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	50MPN / 100ml以下
A	水道2、3級水産2級浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000MPN / 100ml以下
B	水産3級工業用水1級農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / ℓ 以下	15mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	
C	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg / ℓ 以上	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利水目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg / l 以下	0.005mg / l 以下
	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg / l 以下	0.01mg / l 以下
	水道 3 級（特殊なもの） 及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg / l 以下	0.03mg / l 以下
	水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg / l 以下	0.05mg / l 以下
	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg / l 以下	0.1mg / l 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全	亜	鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下		
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下		

2 海域

ア

項目 類型	利水目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級浴全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000MPN / 100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上		検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg / ℓ 以下	2mg / ℓ 以上		

備考
1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利水目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg / l 以下	0.02mg / l 以下
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg / l 以下	0.03mg / l 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg / l 以下	0.05mg / l 以下
	水産3種 工業用水 環境保全	1mg / l 以下	0.09mg / l 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全	亜鉛
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg / l 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg / l 以下	

1 - 6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg / l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / l 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / l 以下
鉛	0.01mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下	チウラム	0.006mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg / l 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下	ベンゼン	0.01mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下	セレン	0.01mg / l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下	ふっ素	0.8mg / l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下	ほう素	1mg / l 以下
備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			

1 - 7 水質汚濁防止法による排水基準（一律排水基準）

(1) 有害物質

有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.1mg / ℓ
シアン化合物	シアンとして1mg / ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg / ℓ
鉛及びその化合物	鉛として0.1mg / ℓ
六価クロム化合物	六価クロムとして0.5mg / ℓ
砒素及びその化合物	砒素として0.1mg / ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.005mg / ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg / ℓ
トリクロロエチレン	0.3mg / ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg / ℓ
ジクロロメタン	0.2mg / ℓ
四塩化炭素	0.02mg / ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04mg / ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg / ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg / ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg / ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg / ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg / ℓ
チウラム	0.06mg / ℓ
シマジン	0.03mg / ℓ
チオベンカルブ	0.2mg / ℓ
ベンゼン	0.1mg / ℓ
セレン及びその化合物	セレンとして0.1mg / ℓ
ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの ほう素230mg / ℓ
	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10mg / ℓ
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの ふっ素15mg / ℓ
	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8mg / ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg / ℓ
<p>備 考</p> <p>1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>	

(2) 生活環境項目等

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下 海域以外の公共用水域
生物化学的酸素要求量 (単位mg / ℓ)	に排出されるもの 5.8以上8.6以下 160mg / ℓ (日間平均120mg / ℓ)
化学的酸素要求量 (単位 mg / ℓ)	160mg / ℓ (日間平均120mg / ℓ)
浮遊物質 (単位 mg / ℓ)	200mg / ℓ (日間平均150mg / ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg / ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg / ℓ
フェノール類含有量	5mg / ℓ
銅含有量	3mg / ℓ
亜鉛含有量	5mg / ℓ
溶解性鉄含有量	10mg / ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg / ℓ
クロム含有量	2mg / ℓ
大腸菌群数	日間平均3,000 ^{cm³} / 個
窒素含有量	120mg / ℓ (日間平均60mg / ℓ)
燐含有量	16mg / ℓ (日間平均8mg / ℓ)
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50^{m³}以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 	

1 - 8 公共用水域の環境基準の水域類型の指定

(1) 河川

水域区分	範 囲	該当 類型	達成 期間	暫定 目標	指定年月日	施 策		
馬 宿 川	全域	A	イ	-	昭和50年4月11日 県告示	排水水の規制の強化 下水道整備の促進等		
湊 川	全域	A	イ	-				
与 田 川	全域	A	イ	-				
番 屋 川	全域	C	イ	-				
津 田 川	全域	A	□	-				
弁 天 川	全域	C	イ	-				
鴨 部 川	全域	A	□	-	昭和49年4月10日 県告示	排水水の規制の強化 下水道整備の促進 河床のしゅんせつ		
牟 礼 川	全域	B	□	-				
新 川	全域	B	□	-				
春 日 川	全域	B	□	-				
相 引 川	全域	D	□	-				
詰 田 川	潮止水門より上流	E	八	20	昭和45年9月1日 閣議決定	下水道整備の促進 高度処理の実施 河川流況の改善 詰田川のしゅんせつ		
御 坊 川	全域	E	八	80				
杣 場 川	全域	E	八	60				
摺 鉢 谷 川	全域	E	八	20				
香東川上流	岩崎橋より上流	A	イ	-				
香東川下流	岩崎橋より下流	B	イ	-				
本津川上流	国分寺町第一水道取水口 より上流	A	イ	-				
本津川下流	国分寺町第一水道取水口 より下流	B	イ	-				
青 海 川	全域	A	イ	-			昭和46年12月16日 県告示	排出規制の実施 下水道整備の促進
綾 川	全域	A	イ	-				
大東川上流	宇多津町水道取水口より上流	B	□	-				
大東川下流	宇多津町水道取水口より下流	C	□	-				
土 器 川	全域	A	イ	-				
西 汐 入 川	全域	E	イ	-				
金 倉 川	全域	A	イ	-				
桜 川	全域	B	□	-				
弘 田 川	全域	A	イ	-				
高 瀬 川	全域	B	□	-	昭和49年4月10日 県告示	排水水の規制の強化 下水道整備の促進		
財田川上流	祇園橋より上流	A	イ	-				
財田川下流	祇園橋より下流	B	イ	-	昭和45年9月1日 閣議決定			
一 の 谷 川	全域	D	□	-				
柞 田 川	全域	B	□	-				
伝 法 川	殿川合流点より下流（殿 川を含む。）	B	イ	-	昭和51年4月5日 県告示			
安 田 大 川	全域	B	イ	-				

(注) 1 該当類型欄の記号は、生活環境の保全に関する環境基準(1)河川の表中の類型（巻末資料193p参照）を示す。

2 達成期間欄の記号は、次のとおりとする。

(1) 「イ」は、直ちに達成

(2) 「□」は、5年以内で可及的速やかに達成

(3) 「八」は、5年を越える期間で可及的速やかに達成であり、5年後の暫定目標を設定する。

3 暫定目標の数字はBODの値で、単位はmg/ℓである。

(2) 海域

水 域	該当 類型	達成 期間	指定年月日	備考
東 讃 海 域	A	イ	昭和49年12月13日県告示	
播 磨 灘 北 西 部	A	口	昭和49年 5 月13日環境庁告示	播磨灘北西部
番 の 州 泊 地	B	イ	昭和49年 5 月13日環境庁告示	備讃瀬戸
坂 出 港	B	イ		
高 松 港	B	イ		
詰 田 川 尻	A	八		
備 讃 瀬 戸	A	イ		
燧 灘 東 部	A	口	昭和49年 5 月13日環境庁告示	燧灘東部

- (注) 1 該当類型欄の記号は、生活環境の保全に関する環境基準(3)海域その1の表中の類型(巻末資料195p参照)を示す。
- 2 達成期間の分類は次のとおりとする。
- (1) 「イ」は、直ちに達成
 - (2) 「口」は、5年以内で可及的速やかに達成
 - (3) 「八」は、5年を越える期間で可及的速やかに達成
- 3 備考欄中の「播磨灘北西部」、「備讃瀬戸」、及び「燧灘東部」とはそれぞれ環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令371号)に規定されている水域の全部又は、一部である。

(全窒素・全燐^{りん})

水 域	該当 類型	達 成 期 間	暫定目標	指定年月日	備 考
東 讃 海 域	海域	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.34mg/ℓ	平成9年7月11日 (県告示)	
播磨灘北西部	海域	直ちに達成する。		平成9年4月28日 (環境庁告示)	播磨灘北西部
備 讃 瀬 戸 (イ)	海域	直ちに達成する。			備讃瀬戸
備 讃 瀬 戸 (口)	海域	直ちに達成する。			
備 讃 瀬 戸 (八)	海域	直ちに達成する。			
燧 灘 東 部	海域	直ちに達成する。			燧灘東部

- (注) 1 該当類型欄の記号は、生活環境の保全に関する環境基準(3)海域その2の表中の類型(巻末資料196p参照)を示す。
- 2 全窒素及び全燐^{りん}の環境基準の評価は平成10年度から適用され、当該水域内の各環境基準地点(兵庫県、岡山県、愛媛県測定分を含む)の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準値以下の場合に達成しているものとする。

環境基準類型指定状況図



1 - 9 平成14年度末 生活排水処理施設の普及状況

(平成15年3月31日現在)

市町名	住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理 人口(人)	汚水処理 人口普及 率(%)	下水道		農業・漁業集落排水施設		合併処理浄化槽		コミュニティ・プラント	
				普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)	普及人口 (人)	普及率 (%)
高松市	334,368	233,213	69.7	175,984	52.6	0	0.0	57,229	17.1	0	0.0
丸亀市	81,339	48,230	59.3	38,943	47.9	0	0.0	9,287	11.4	0	0.0
坂出市	59,918	14,256	23.8	7,076	11.8	0	0.0	7,180	12.0	0	0.0
善通寺市	35,161	19,848	56.4	14,978	42.6	520	1.5	3,970	11.3	380	1.1
観音寺市	45,016	15,742	35.0	10,714	23.8	0	0.0	5,028	11.2	0	0.0
さぬき市	56,713	35,145	62.0	17,913	31.6	3,595	6.3	13,637	24.0	0	0.0
東かがわ市	38,235	10,819	28.3	633	1.7	4,206	11.0	5,980	15.6	0	0.0
内海町	12,752	1,809	14.2	0	0.0	0	0.0	1,809	14.2	0	0.0
土庄町	17,802	2,742	15.4	0	0.0	418	2.3	2,324	13.1	0	0.0
池田町	5,629	1,154	20.5	0	0.0	0	0.0	1,154	20.5	0	0.0
三木町	29,479	7,905	26.8	0	0.0	651	2.2	7,254	24.6	0	0.0
牟礼町	18,228	16,246	89.1	15,973	87.6	0	0.0	273	1.5	0	0.0
庵治町	6,628	2,880	43.5	2,126	32.1	0	0.0	754	11.4	0	0.0
塩江町	3,660	991	27.1	0	0.0	240	6.6	751	20.5	0	0.0
香川町	24,802	9,061	36.5	4,897	19.7	0	0.0	4,164	16.8	0	0.0
香南町	8,072	4,245	52.6	2,522	31.2	0	0.0	1,723	21.3	0	0.0
直島町	3,617	2,929	81.0	2,849	78.8	0	0.0	80	2.2	0	0.0
綾上町	6,984	2,907	41.6	1,492	21.4	159	2.3	1,256	18.0	0	0.0
綾南町	19,616	5,722	29.2	2,266	11.6	0	0.0	3,456	17.6	0	0.0
国分寺町	24,228	12,744	52.6	4,398	18.2	0	0.0	8,206	33.9	140	0.6
綾歌町	11,870	4,251	35.8	1,134	9.6	433	3.6	2,684	22.6	0	0.0
飯山町	17,399	7,957	45.7	3,710	21.3	1,417	8.1	2,830	16.3	0	0.0
宇多津町	16,236	13,924	85.8	11,434	70.4	0	0.0	2,490	15.3	0	0.0
琴南町	3,284	760	23.1	0	0.0	0	0.0	760	23.1	0	0.0
満濃町	13,319	3,577	26.9	1,664	12.5	581	4.4	1,332	10.0	0	0.0
琴平町	11,435	4,848	42.4	3,449	30.2	0	0.0	1,399	12.2	0	0.0
多度津町	24,100	11,245	46.7	10,175	42.2	0	0.0	1,070	4.4	0	0.0
仲南町	4,798	2,423	50.5	493	10.3	0	0.0	1,930	40.2	0	0.0
高瀬町	16,787	7,217	43.0	0	0.0	644	3.8	6,573	39.2	0	0.0
山本町	7,808	1,313	16.8	0	0.0	0	0.0	1,313	16.8	0	0.0
三野町	10,007	2,607	26.1	0	0.0	634	6.3	1,973	19.7	0	0.0
大野原町	13,165	2,170	16.5	0	0.0	0	0.0	2,170	16.5	0	0.0
豊中町	12,163	1,877	15.4	0	0.0	0	0.0	1,877	15.4	0	0.0
詫間町	15,574	3,825	24.6	0	0.0	1,584	10.2	2,241	14.4	0	0.0
仁尾町	7,234	1,504	20.8	0	0.0	621	8.6	883	12.2	0	0.0
豊浜町	9,064	2,264	25.0	0	0.0	599	6.6	1,665	18.4	0	0.0
財田町	4,695	1,209	25.8	0	0.0	0	0.0	1,209	25.8	0	0.0
香川県計	1,031,185	521,559	50.6	334,823	32.5	16,302	1.6	169,914	16.5	520	0.1

大川郡の引田町、白鳥町、大内町の3町は、合併(平成15年4月1日)後の東かがわ市として記載しています。

1 - 10 公共下水道の整備状況

市町名	事業名	単独・流域 関連の区分	全体計画 面積 (ha)	整備済 面積 (ha)	整備率 (%)	全体計画 人口 (人)	供用開始 人口 (人)	普及率 (%)
高松市	公共	単独・流域 関連	5,472	2,812	51	290,700	175,984	52.6
丸亀市	公共	単独	1,672	1,180	71	76,000	38,943	47.9
坂出市	公共	流域関連	1,739	169	10	51,200	7,076	11.8
善通寺市	公共	流域関連	1,148	454	40	19,400	14,978	42.6
観音寺市	公共	単独	1,087	237	22	35,000	10,714	23.8
さぬき市	公共・特 環	単独・流域 関連	1,529	649	42	42,990	17,913	31.6
東かがわ市 旧白鳥町	特環	単独	27	22	81	800	633	4.9
東かがわ市 旧大内町	公共	単独	380	2	1	10,000	0	0
牟礼町	公共・特 環	単独	817	445	54	23,000	15,973	87.6
庵治町	特環	単独	320	54	17	5,500	2,126	32.1
塩江町	特環	流域関連	94	5	5	2,700	0	0
香川町	公共	流域関連	479	106	22	21,300	4,897	19.7
香南町	特環	流域関連	340	141	41	4,700	2,522	31.2
直島町	特環	単独	175	95	54	4,500	2,849	78.8
綾上町	特環	流域関連	215	116	54	4,000	1,492	21.4
綾南町	特環	流域関連	375	114	30	10,900	2,266	11.6
国分寺町	公共	流域関連	416	143	34	14,900	4,398	18.2
綾歌町	特環	流域関連	233	48	21	8,000	1,134	9.6
飯山町	公共	流域関連	440	146	33	13,000	3,710	21.3
宇多津町	公共	流域関連	544	331	61	13,300	11,434	70.4
満濃町	特環	流域関連	520	421	81	5,200	1,664	12.5
琴平町	公共	流域関連	300	61	20	11,400	3,449	30.2
多度津町	公共	流域関連	795	470	59	22,500	10,175	42.2
仲南町	特環	流域関連	84	33	39	2,000	493	10.3
計 (7市16町)			19,202	8,250	43	692,990	334,823	32.5

(注) ・事業名で「公共」は公共下水道、「特環」は特定環境保全公共下水道です。
 ・単独・流域関連の区分で「単独」は単独公共下水道、「流域関連」は流域関連公共下水道です。
 ・面積は整数表示としているため、小数第1位までの値で集計した計の値と一致しない場合があります。

表1-11 農業集落排水施設の実施状況

(平成15年4月現在)

市町名	地区名 (処理区名)	集落数	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	事業費 (千円)	事業実施 期 間	供用開始 年 度
(1) 農業集落排水事業							
さぬき市 津	津田(川北)	1	113	25	68,000	S57~S59	S60
	津田(羽立)	2	250	67	115,000	S58~S60	S61
	津田(神野)	3	460	125	174,000	S60~S62	S63
	大山(大山)	1	190	54	181,000	H元~H3	H4
豊浜町	院内(院内)	1	160	29	183,000	H2~H4	H5
	本村(本村)	1	540	128	660,000	H9~H12	H12
さぬき市 志	本小田(本小田)	1	320	98	381,000	H3~H6	H7
	藁屋(藁屋)	2	480	94	305,700	H10~H12	H13
塩江町	内場(内場)	7	340	102	557,000	H3~H6	H7
	吉田(吉田)	7	720	212	515,000	H4~H6	H7
東かがわ市 引	南野(南野)	5	720	216	744,200	H5~H9	H10
	黒羽(黒羽)	7	990	274	365,000	H7~H9	H10
	小海(小海)	4	300	90	444,100	H9~H12	H13
	大井(大井)	1	370	80	442,000	H4~H6	H7
さぬき市 大	富田東(富田東)	6	730	181	846,600	H5~H9	H8
	宮町(宮町)	4	640	155	310,000	H6~H8	H9
	吉金(吉金)	2	230	59	452,500	H7~H10	H10
	山下(山下)	4	430	76	276,200	H7~H10	H11
東かがわ市 大	川東上(川東上)	4	600	176	728,000	H6~H11	H9
	中山(中山)	3	340	84	236,000	H7~H10	H10
	三殿(三殿)	6	600	177	342,000	H8~H11	H12
	水主下(水主下)	8	600	206	924,000	H12~	
満濃町	片岡西(片岡西)	4	850	167	1,071,000	H6~H10	H11
高瀬町	上高瀬第1(上高瀬第1)	7	660	166	955,600	H6~H11	H11
東かがわ市 白	与田山(与田山)	4	500	126	624,000	H7~H10	H11
	西山(西山)	12	1,180	291	1,827,000	H11~	
三木町	小谷(小谷)	1	810	200	1,297,000	H7~H14	H14
	井上南部(井上南部)	12	1,790	531	1,802,000	H14~	
	三木東	28	3,880	1,095	3,926,000	H15~	
綾上町	栗原(栗原)	3	200	49	320,000	H7~H9	H10
飯山町	岡(岡)	5	830	188	1,095,000	H7~H11	H11
	西坂元(西坂元)	2	1,040	212	368,000	H10~H12	H13
	三谷(三谷)	4	2,030	546	1,194,000	H15~	
綾歌町	赤坂(赤坂)	5	730	150	827,000	H8~H14	H11
詫間町	大浜(大浜)	4	1,520	441	1,572,000	H8~H13	H13
仁尾町	北草木(北草木)	4	640	174	817,300	H10~H14	H14
三野町	浅津(浅津)	4	700	185	761,400	H11~	H14
大野原町	田野々(田野々)	4	230	56	453,000	H12~	
合計2市12町	36地区(38処理区)	183	27,713	7,285	28,160,600		
(2) 農村総合整備モデル事業							
土庄町	土庄(北山)	1	780	146	585,100	H2~H6	H7
善通寺市	善通寺(上郷西部)	5	680	164	855,300	H9~H13	H12
合計1市1町	2地区(2処理区)	6	1,460	310	1,440,400		
(3) 農村基盤総合整備事業							
詫間町	潟満(潟満)	2	370	135	341,000	H元~H4	H5
合計14市町	39地区(41処理区)	191	29,543	7,730	29,942,000		

1-12 漁業集落環境整備事業の実施状況

地区数 (漁港名)	事業主体	集落数	計画処理人口 (人)	事業費 (千円)	事業実施	供用開始 年 度
上新田	詫間町	3	202	223,000	H2~H4	H5
江泊	さぬき市	5	418	646,000	H6~H10	H10
室沖	さぬき市	2	418	348,800	H10~H14	H15
小田浦	さぬき市	1	950	1,350,000	H13~H20	
4地区計		11	1,988	2,567,800		

1 - 13 瀬戸内海環境保全措置法および水質汚濁防止法対象特定事業場数 (平成15年3月31日現在)

業種 (水質汚濁防止法施行令別表第1による)	瀬戸内海環境保全特別措置法対象 特定事業場					水質汚濁防止法対象 特定事業場					総数
	日平均 排水量 50m ³ 以上 のもの	うち、有 害物質 使用す るもの	日平均 排水量 50m ³ 以上 のもの	うち、有 害物質 使用す るもの	合計	日平均 排水量 50m ³ 以上 のもの	うち、有 害物質 使用す るもの	日平均 排水量 50m ³ 以上 のもの	うち、有 害物質 使用す るもの	合計	
1の2 畜産農業	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1,019(56)	0(0)	1,019(56)	1,020(56)
2 畜産食料品製造業	12(2)	0(0)	0(0)	0(0)	12(2)	0(0)	0(0)	108(15)	0(0)	108(15)	120(17)
3 水産食料品製造業	9(0)	0(0)	0(0)	0(0)	9(0)	0(0)	0(0)	106(9)	0(0)	106(9)	115(9)
4 野菜・果実・保存食料品製造業	11(0)	0(0)	0(0)	0(0)	11(0)	0(0)	0(0)	18(3)	0(0)	18(3)	29(3)
5 みそ・醤油・す等製造業	5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)	0(0)	0(0)	101(13)	0(0)	101(13)	106(13)
7 砂糖製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	2(0)
8 パン・菓子・製あん	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	40(3)	0(0)	40(3)	42(3)
9 米菓、こうじ製造業	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	16(4)	0(0)	16(4)	17(4)
10 飲料製造業	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	39(11)	0(0)	39(11)	42(11)
11 動物系飼料・有機質肥料製造業	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8(1)	0(0)	8(1)	9(1)
12 動植物油脂製造業	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	3(0)	1(0)	3(0)	4(0)
16 めん類製造業	5(1)	0(0)	0(0)	0(0)	5(1)	0(0)	0(0)	333(97)	0(0)	333(97)	338(98)
17 豆腐、煮豆製造業	9(4)	0(0)	0(0)	0(0)	9(4)	0(0)	0(0)	198(23)	0(0)	198(23)	207(27)
18の2 冷凍調理食品製造業	21(0)	0(0)	0(0)	0(0)	21(0)	0(0)	0(0)	54(3)	0(0)	54(3)	75(3)
18の3 たばこ製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)
19 紡績加工業	8(0)	0(0)	0(0)	0(0)	8(0)	0(0)	0(0)	9(1)	0(0)	9(1)	17(1)
21の3 合板製造業	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	4(0)
22 木材薬品製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	0(0)	3(2)	3(2)
23 パルプ・紙・紙加工品製造業	8(3)	2(2)	0(0)	0(0)	8(3)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	3(0)	11(3)
23の2 新聞・出版・印刷・製版業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	26(9)	1(0)	26(9)	26(9)
24 化学肥料製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)
27 無機化学工業製品製造業	9(1)	6(1)	0(0)	0(0)	9(1)	0(0)	0(0)	6(1)	2(1)	6(1)	15(2)
28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)
33 合成樹脂製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
37 石油化学工業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)
41 香料製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)
46 有機化学工業製品製造業	3(1)	3(1)	0(0)	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)	5(2)	4(2)	5(2)	8(3)
47 医薬品製造業	2(1)	2(1)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	4(1)
51 石油精製業	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
52 皮革製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
54 セメント製品製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	74(33)	0(0)	74(33)	74(33)
55 生コンクリート製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	96(16)	0(0)	96(16)	96(16)
56 有機質砂かべ材製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
58 窯業原料製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	2(1)	2(1)
59 砕石業	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	12(0)	0(0)	12(0)	13(0)
60 砂利採取業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)	0(0)	5(0)	5(0)
61 鉄鋼業	1(0)	1(0)	1(1)	0(1)	2(1)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	4(1)
62 非鉄金属製造業	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)
63 金属製品・機械器具製造業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	9(4)	2(1)	9(4)	9(4)
63の2 空びん卸売り業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)
64 コークス製造業	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
64の2 浄水場	0(0)	0(0)	4(1)	1(0)	4(1)	0(0)	0(0)	6(2)	1(0)	6(2)	10(3)
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	4(0)	2(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0(0)	0(0)	34(12)	7(2)	34(12)	38(12)
66 電気めっき施設	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	12(5)	7(1)	12(5)	13(5)
66の2 旅館業	46(2)	0(0)	11(0)	0(0)	57(2)	0(0)	0(0)	831(65)	0(0)	831(65)	888(67)
66の3 共同調理場	5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(0)	0(0)	0(0)	8(0)	0(0)	8(0)	13(0)
66の4 弁当仕出屋、弁当製造業	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	0(0)	0(0)	12(4)	0(0)	12(4)	15(4)
66の5 飲食店	19(0)	0(0)	1(0)	0(0)	20(0)	0(0)	0(0)	37(7)	0(0)	37(7)	57(7)
66の6 うどん・喫茶	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
66の7 料亭、バー	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
67 洗たく業	3(1)	0(0)	1(1)	0(0)	4(2)	0(0)	0(0)	305(75)	16(2)	305(75)	309(77)
68 写真現像業	3(1)	0(0)	1(1)	0(0)	4(2)	0(0)	0(0)	129(29)	0(0)	129(29)	133(31)
68の2 病院	8(3)	0(0)	0(0)	0(0)	8(3)	0(0)	0(0)	4(1)	0(0)	4(1)	12(4)
69 と場、死亡へい死獣取扱業	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	5(1)
70の2 自動車分解整備業	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	19(12)	0(0)	19(12)	19(12)
71 自動式車両洗浄施設	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	341(131)	0(0)	341(131)	342(132)
71の2 試験研究機関	7(2)	5(1)	2(1)	0(0)	9(3)	0(0)	0(0)	59(23)	13(6)	59(23)	68(26)
71の3 一般廃棄物処理施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	13(1)	0(0)	13(1)	13(1)
71の4 産業廃棄物処理施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(1)	0(0)	6(1)	6(1)
71の5 トリクロロ洗浄施設	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	9(3)	9(3)	9(3)	10(3)
71の6 トリクロロ蒸留施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
72 し尿処理施設	55(9)	1(0)	1(0)	0(0)	56(9)	55(10)	1(1)	11(3)	0(0)	66(13)	122(22)
73 下水道終末処理施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	16(2)	2(0)	0(0)	0(0)	16(2)	16(2)
74 共同排水処理施設	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	6(3)	0(0)	6(3)	7(3)
みなし指定地域特定施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	123(32)	0(0)	277(77)	0(0)	400(109)	400(109)
合計	277(33)	28(6)	24(5)	2(1)	301(38)	194(44)	3(1)	4,429(763)	64(18)	4,623(807)	4,924(845)

(注) ()の数字は高松市内の工場等であり、内数である。

(評価：等価騒音レベル)

地域の 類型	時 間 の 区 分		該 当 地 域
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)	
A A	50デシベル以下	40デシベル以下	環境基本法第16条第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 A Aをあてはめる地域は、療養施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 2 Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
 3 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域
 4 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に相当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(評価：等価騒音レベル)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上記にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(評価：等価騒音レベル)

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
70 デ シ ベ ル 以 下	65 デ シ ベ ル 以 下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 「幹線交通を担う道路」 国道、県道、4車線以上の市町道、都市計画の自動車専用道路
 「近接する空間」 2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線からまでの範囲

1 - 15 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
	70以下
	75以下

備考：1 をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、 をあてはめる地域は 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 WECPNLの算出式

$$WECPNL = \overline{dB(A)} + 10\log_{10}N - 27$$

$\overline{dB(A)}$: 1日の間に測定されたすべての航空機騒音のピークレベルを平均(パワー平均)したもの

N : 時間帯により補正した1日当たりの航空機の機数

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

N_1 : 午前0時から午前7時までの間の航空機の機数

N_2 : 午前7時から午後7時までの間の航空機の機数

N_3 : 午後7時から午後10時までの間の航空機の機数

N_4 : 午後10時から午後12時までの間の航空機の機数

1 - 16 騒音規制法に基づく規制基準

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時～午後7時	朝 ・ 夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜 間 午後10時～翌日の午前6時
第1種区域	55	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

備考：第1種区域 主として住居専用地域

第2種区域 主として住居地域

第3種区域 主として商業地域 (住、商、工、混在地域を含む)

第4種区域 主として工業地域

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域	告示別表第1号の区域	告示別表第2号の区域 (左記区域以外の区域)
騒音の大きさ	85デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	

備考： 告示別表第1号の区域

第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

(3) 騒音規制法第17条に基づく自動車騒音の要請限度

(評価：等価騒音レベル)

地域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
a区域	車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
	2車線以上を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域	車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
	2車線以上を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
c区域	車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考1： a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

備考2 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は昼間75デシベル、夜間70デシベル

1 - 17 騒音の大きさの例

騒音レベル	身近にある例
120デシベル	飛行機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100デシベル	電車が通るときのガード下
90デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80デシベル	地下鉄の車内
70デシベル	電話のベル、騒々しい事務所の中 騒々しい街頭
60デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50デシベル	静かな事務所
40デシベル	図書館、静かな住宅地の昼
30デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方1m）

(注) 騒音レベルとは

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表す。

厳密には、次式により算出される。

$$\text{騒音レベル (デシベル)} = 20 \log (P/P_0)$$

$$P = A \text{ 特性で重み付けられた音圧の実効値}$$

$$P_0 = 2 \times 10^{-5} \text{ N / m}^2$$

実際には、騒音計のA特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとして、デシベルで表示する。

なお、騒音に係る環境基準や自動車騒音の要請限度で使用される「等価騒音レベル」は、時間的に変動する騒音レベルをある時間範囲において平均した値（エネルギー的な平均値）をデシベルで表示する。

1 - 18 振動規制法に基づく規制基準

(単位：デシベル)

種別 地域別 時間	特定工場等		特 定 建 設 作 業		道路交通振動(要請限度)	
	第1種区域	第2種区域	施行規則別表第1の 付表の第1号の区域	左記区域以外の区域	第1種区域	第2種区域
昼 間 午前8時から 午後7時まで	60	65	75 1日当たりの作業時間 7:00～19:00のうち の10時間	75 1日当たりの作業時間 6:00～22:00のうち の14時間	65	70
夜 間 午後7時から 翌日の午前8 時まで	55	60	同一場所での連続6日以上及び日曜その他の 休日は作業禁止		60	65

備考：1 第1種区域 主として住居専用地域、住居地域

第2種区域 主として商業地域（住、商、工、混在地域を含む）、工業地域

2 特定建設作業振動の大きさは、場所の敷地境界線での値である。

3 施行規則別表第1の付表の第1号の区域は、次の(1)～(3)をいう。

(1) 第1種区域（住居専用地域、住居地域）

(2) 第2種区域内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途の定めのない地域

(3) 第2種区域内の工業・工業専用地域のうちの学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

1 - 19 振動による影響

振 動 レベル	影 響	気 象 庁 震 度 階
90 デシ ベル	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震
80 デシ ベル	産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合） 深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタ鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70 デシ ベル	浅い睡眠にも影響が開始する	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の地震
60 デシ ベル	振動を感じ始める	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震
50 デシ ベル	ほとんど睡眠影響はない	
40 デシ ベル	常時微動	人体に感じないで地震計に記録される程度

(注) 振動レベルは

振動の大きさの感じ方、振幅、周波数などによって異なる。

公害振幅の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、デシベルで表す。

厳密には、次式により算出される。

$$\text{振幅レベル(デシベル)} = 20\log(A/A_0)$$

A = 振動感覚補正を行った振動加速度の実効値

$$A_0 = 10^{-5} \text{m} / \text{s}^2$$

1 - 20 悪臭防止法に基づく規制基準

(1) 敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルパレルアルデヒド
A区域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
B区域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
C区域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

	イソパレルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
A区域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
B区域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
C区域	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

備考：A区域 主として住居専用地域、住居地域

B区域 主として商業地域（住、商、工、混在地域を含む）

C区域 主として工業地域

(2) 気体排水口における規制基準

(対象物質) アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレン

(算出式) $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$

q：流量 (Nm³/h)

He：有効煙突高さ (m)

Cm：敷地境界線における規制基準値 ((1)の表の数値) (ppm)

(3) 排水水中における規制基準

(対象物質) メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチル

(算出式) $C_{Lm} = k \times Cm$

C_{Lm}：排水水中の悪臭物質濃度の許容限度 (mg/ℓ)

k：定数 (次表のとおり) (mg/ℓ)

Cm：敷地境界線における規制基準値 ((1)の表の数値) (ppm)

物質名	定数 k の値		
	Q 10 ⁻³	10 ⁻³ < Q 10 ⁻¹	10 ⁻¹ < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

備考：Q (単位：m³/s) は事業場の敷地外に排出される排水水の量を表す。

1 - 21 各悪臭物質のにおい・主要発生源事業場

悪臭物質	におい	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなにおい	化学肥料工場、石油化学工場、化製場、畜産事業場、魚腸骨処理場、けいふん乾燥場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	クラフトパルプ製造工場、化製場、フェザー処理場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、クラフトパルプ製造工場、化製場、セロファン製造工場、レーヨン製造工場、でんぷん製造工場、し尿処理場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	魚腸骨処理場、フェザー処理場、水産缶詰製造工場、ごみ処理場、化製場、畜産事業場、化学肥料工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、化学肥料工場、たばこ製造工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたようなにおい	
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン		
トルエン キシレン	ガソリンのようなにおい	
スチレン	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場、FRP（ガラス繊維強化プラスチック）製品製造工場、SBR（スチレンブチジエンゴム）製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場等
ノルマル酪酸	汗ぐさいにおい	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、けいふん乾燥場、畜産食料品製造工場、でんぷん製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸		

1 - 22 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 1 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 ℓ につき0.05mg以下であること。
砒 ^ひ 素	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 ℓ につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓ につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℓ につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓ につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓ につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 ℓ につき0.006mg以下であること。
シマジ	検液 1 ℓ につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓ につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 ℓ につき0.1mg以下であること。
<p>備考</p> <p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒^ひ素、総水銀、セレン、ふっ素およびほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓ につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓ につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg、及び 3 mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>	

1 - 23 ダイオキシン類対策特別措置法による環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒を る紙後段に取り付けたエアサンプラーによ り採取した試料を高分解能ガスクロマトグ ラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/ℓ 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類を ソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマ トグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソック スレー抽出し、高分解能ガスクロマトグ ラフ質量分析計により測定する方法
<p>備考</p> <p>1 基準値は、2、3、7、8 - 四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

- (注) 1 環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 2 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 4 水底の底質の汚染に係る環境基準（平成14年9月1日から適用）は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 5 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

1 - 24 ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準

(1) 大気基準適用施設

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設の種類	施設規模	新設施設基準	既存施設基準	
			H14.11.30まで	H14.12.1以後
1 鉄鋼業焼結施設		0.1	2	1
2 製鋼用電気炉		0.5	20	5
3 亜鉛回収施設		1	40	10
4 アルミニウム合金製造施設		1	20	5
5 廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1	80	1
	2t/時～4t/時	1		5
	2t/時未満	5		10
<p>備考 大気汚染防止法附則第9項の規定に基づき、平成9年12月2日以後に新たに設置された施設に係る指定物質抑制基準が既に適用されている施設については、新設施設の基準が適用される。</p>				

(2) 水質基準対象施設

(単位：pg-TEQ/ℓ)

施設の種類	新設施設基準	既存施設基準		
		H13.1.15～H15.1.14	H15.1.15	H15.8.15～
1 パルプ製造用漂白施設	10	10	10	
2 カーバイド法アセチレン製造用アセチレン製造施設				10
3 硝酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		10	10	
4 アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設				10
5 二塩化エチレン洗浄施設		20	10	
6 カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		10	10	
7 クロロベンゼン・ジクロロベンゼン用水洗施設・廃ガス洗浄施設		10	10	
8 ジオキサジンバイオレット製造用分離施設、洗浄施設等				10
9 アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等		20	10	
10 亜鉛の回収用廃ガス洗浄施設等				10
11 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等		50	10	
12 PCB処理施設等		10	10	
13 下水道週末処理施設		10	10	
14 共同排水処理施設		10	10	
<p>備考 二以上の対象施設であって、それらの排水系統が一である場合で、異なる基準が定められているときは、最大の基準値を適用する。</p>				

1 - 25 平成14年度ゴルフ場農薬流出実態調査結果

調査対象農薬名		環境庁暫定指針値 (mg / ℓ)	検出状況	超過状況	検出範囲 (mg / ℓ)	検出限界 (mg / ℓ)
殺虫剤	アセフェート	0.8	0/22			0.005
	イソキサチオン	0.08	0/22			0.0005
	イソフェンホス	0.01	0/22			0.0005
	エトフェンプロックス	0.8	0/22			0.01
	クロルピリホス	0.04	0/22			0.0004
	ダイアジノン	0.05	0/22			0.0005
	チオジカルブ	0.8	0/22			0.008
	トリクロルホン	0.3	0/22			0.002
	ピリダフェンチオン	0.02	0/22			0.0005
	フェントロチオン	0.03	0/22			0.0003
	チアメトキサム	-	0/22			0.001
	殺菌剤	アゾキシストロビン	5	0/22		
イソプロチオラン		0.4	0/22			0.0005
イプロジオン		3	0/22			0.001
イミノクタジン酢酸塩 (イミノクタジンとして)		0.06	0/22			0.0003
エトリジアゾール		0.04	0/22			0.0004
オキシ銅		0.4	0/22			0.004
キャプタン		3	0/22			0.0005
クロロタロニル		0.4	0/22			0.0005
クロロネブ		0.5	0/22			0.0005
チウラム		0.06	0/22			0.001
トルクロホスメチル		0.8	0/22			0.0005
フルトラニル		2	0/22			0.0005
プロピコナゾール		0.5	0/22			0.0005
ベンシクロン		0.4	3/22		ND ~ 0.0025	0.0005
ホセチル		23	0/22			0.6
ポリカーバメート		0.3	0/22			0.001
メタラキシル		0.5	0/22			0.001
メプロニル		1	0/22			0.001
チオファネートメチル		-	0/22			0.002
テトラコナゾール		-	0/22			0.03
トリフルミゾール	-	0/22			0.0007	
除草剤	アシュラム	2	0/22			0.002
	ジチオピル	0.08	0/22			0.0005
	シデュロン	3	0/22			0.001
	シマジン (CAT)	0.03	0/22			0.0003
	テルブカルブ	0.2	0/22			0.0005
	トリクロピル	0.06	1/22		ND ~ 0.03	0.001
	ナプロパミド	0.3	0/22			0.001
	ハロスルフロンメチル	0.3	0/22			0.0005
	ピリブチカルブ	0.2	0/22			0.0005
	ブタミホス	0.04	0/22			0.0004
	フルザスルフロン	0.3	0/22			0.0005
	プロピザミド	0.08	0/22			0.0005
	ベンスリド	1	0/22			0.005
	ペンディメタリン	0.5	0/22			0.0005
	ペンフルラリン	0.8	0/22			0.0005
	メコプロップ	0.05	0/22			0.0005
メチルダイムロン	0.3	0/22			0.003	
トリネキサバックエチル	-	0/22			0.0005	

1 - 26 年度別種別公害苦情受理件数

[単位：件、%]

年度		昭和	平成	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
区分		46	元														
典 型 7 公 害	大気 汚染	件数	99	71	85	86	87	85	75	75	110	160	232	256	284	215	184
		構成比	9.0	13.8	14.9	16.4	17.6	16.1	13.5	14.6	17.5	28.5	36.9	35.9	36.5	28.4	24.6
	水質 汚濁	件数	393	135	130	116	122	121	132	115	136	81	94	119	105	137	107
		構成比	35.7	26.2	22.7	22.2	24.6	22.9	23.7	22.4	21.6	14.4	15.0	16.7	13.5	18.1	14.3
	土壌 汚染	件数	8	3	5	9	1	6	3	2	6	2	2	2	1	-	2
		構成比	0.7	0.6	0.9	1.7	0.2	1.1	0.5	0.4	0.9	0.4	0.3	0.3	0.1	-	0.3
	騒音	件数	166	84	84	71	81	64	65	54	84	67	33	46	74	63	63
		構成比	15.1	16.3	14.7	13.6	16.4	12.1	11.7	10.5	13.4	11.9	5.3	6.5	9.5	8.3	8.4
	振動	件数	5	9	5	3	1	3	4	4	9	1	7	7	-	9	4
		構成比	0.4	1.7	0.9	0.6	0.2	0.6	0.7	0.8	1.4	0.2	1.1	1.0	-	1.2	0.6
	地盤 沈下	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
		構成比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-	-	0.1	-
	悪臭	件数	327	80	90	92	67	78	85	80	110	60	92	89	120	95	81
		構成比	29.7	15.5	15.7	17.6	13.5	14.7	15.3	15.6	17.5	10.7	14.6	12.5	15.4	12.5	10.8
	小計	件数	998	382	399	377	359	357	364	330	455	371	461	519	584	520	441
		構成比	90.6	74.0	69.8	72.1	72.5	67.5	65.4	64.3	72.3	66.1	73.4	72.9	75.0	68.6	59.0
	典型7公 害以外の 公 害	件数	104	134	173	146	136	172	193	183	174	190	167	193	195	238	306
		構成比	9.4	26.0	30.2	27.9	27.5	32.5	34.6	35.7	27.2	33.9	26.6	27.1	25.0	31.4	41.0
合 計	件数	1,102	516	572	523	495	529	557	513	629	561	628	712	779	758	747	
	構成比	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

1 - 27 機関別公害苦情受理件数

[単位：件] (平成14年度)

公害の種類 区分	合計	典 型 7 公 害								典型7公害 以外の公害
		小 計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	
香 川 県	188	136	48	52	1	1	2	0	32	52
高 松 市	83	79	20	19	0	31	1	0	8	4
丸 亀 市	154	65	44	12	0	6	0	0	3	89
坂 出 市	8	8	3	2	0	3	0	0	0	0
善通寺市	64	26	19	4	0	1	0	0	2	38
観音寺市	56	28	5	5	0	12	1	0	5	28
さぬき市	3	3	0	0	0	1	0	0	2	0
市 計	368	209	91	42	0	54	2	0	20	159
引 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白 鳥 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 内 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 海 町	9	7	5	0	0	0	0	0	2	2
土 庄 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 木 町	42	8	4	1	0	2	0	0	1	34
牟 礼 町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
庵 治 町	8	7	4	2	1	0	0	0	0	1
塩 江 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川 町	70	40	20	7	0	1	0	0	12	30
香 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直 島 町	4	3	3	0	0	0	0	0	0	1
綾 上 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国分寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾 歌 町	10	3	3	0	0	0	0	0	0	7
飯 山 町	15	5	3	1	0	1	0	0	0	10
宇多津町	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0
琴 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
満 濃 町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
琴 平 町	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
多度津町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
仲 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 瀬 町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
山 本 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊 中 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
詫 間 町	16	14	1	2	0	1	0	0	10	2
仁 尾 町	2	2	1	0	0	0	0	0	1	0
豊 浜 町	4	2	0	0	0	0	0	0	2	2
財 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町 計	191	96	45	13	1	8	0	0	29	95
市 町 計	559	305	136	55	1	62	2	0	49	254
合 計	747	441	184	107	2	63	4	0	81	306

1 - 28 天然記念物の指定状況

区分	名 称	所 在 地	指定年月日
特別天然記念物	宝生院のシンパク	小豆郡土庄町土庄中筋472 - 3	大11.10.12 (天然記念物)
			昭30.8.22 (特別天然記念物)
天然記念物	屋島	高松市屋島西町・屋島中町・屋島東町・高松町	昭9.11.10
	象頭山	善通寺市大麻町・仲多度郡琴平町	昭26.6.9
	円上島の球状ノーライト	観音寺市伊吹町円上	昭9.12.28
	鹿浦越のランプロファイヤ岩脈	大川郡白鳥町松原	昭17.7.21
	絹島および丸亀島	大川郡大内町馬篠・小磯地先沖	昭15.2.10
	誓願寺のソテツ	小豆郡池田町二面571	大13.12.9
	皇子神社社叢	小豆郡池田町神浦外浜甲680ほか	昭3.1.31
	天川神社社叢	仲多度郡琴南町造田一本杉3433 仲多度郡琴南町造田歯朶尾3427 - 4	昭55.12.17
	琴平町の大センダン	仲多度郡琴平町129 - 1	昭28.3.31
	菅生神社社叢	三豊郡山本町辻西側1433 - 1	昭53.10.30
県指定天然記念物	烏骨鶏	香川県一円	昭17.7.21
	船山神社のクス	高松市仏生山町甲1149	昭35.7.7
	ソテツの岡	高松市栗林町1 - 20 - 16	昭37.4.14
	根上がりカシ	高松市栗林町1 - 20 - 16	昭37.4.14
	一瀬神社社叢	高松市中山町1202 - 1	昭46.4.30
	小与島のササユリ	坂出市与島町小与島西方	昭33.6.5
	善通寺市中村町の木熊野神社社叢	善通寺市中村町138	昭34.6.27
	善通寺境内の大クス	善通寺市善通寺町3 - 5	昭46.4.30
	日枝神社の樟	観音寺市柞田町丙1074	昭29.8.18
	蛭子神社境内のムクの木	さぬき市長尾町長尾東1101	昭29.2.2
	長尾衝上断層	さぬき市長尾町名1633	昭38.4.9
	大北のクワ	さぬき市大川町南川1793	昭44.4.3
	師走谷の大なら	さぬき市大川町南川	昭45.4.28
	南川のふじ	さぬき市大川町南川1309	昭45.4.28
	三宝寺のボダイジュ	大川郡白鳥町入野山2152	昭42.5.30
	与田寺のムクの木	大川郡大内町中筋466	昭29.8.18
	老杉洞の日本サル群	小豆郡内海町神懸通不動乙334	昭32.4.20
	内海八幡神社社叢	小豆郡内海町苗羽甲40ほか	昭46.4.30
	福田八幡神社社叢	小豆郡内海町福田甲598	昭46.4.30
	浄源坊のウバメガシ	小豆郡土庄町湊崎甲770	昭29.2.2
	銚子溪の日本サル群	小豆郡土庄町肥土山蛙子乙297	昭32.4.20
	片山愛樹園のソテツ	小豆郡土庄町豊島甲生930	昭33.6.5
	王子神社社叢	小豆郡土庄町小海甲195	昭47.5.23
	蓮成寺のイヌマキとフウラン	木田郡三木町水上120 - 1	昭29.2.2
	熊野神社の二本杉	木田郡三木町奥山2863	昭31.5.12
	岩部八幡神社のイチョウ	香川郡塩江町安原上692 - 1	昭46.4.30
	東地のウバヒガン	香川郡塩江町安原上字710 - 1	平10.6.19

	ゆるぎ岩	綾歌郡宇多津町2720 - 1	昭48.5.12
	杉王神社のスギ	仲多度郡琴南町川東2748	昭46.4.30
	高見島龍王宮社叢	仲多度郡多度津町高見六社通	昭63.7.5
	志々島の大くす	三豊郡詫間町志々島172	昭46.4.28

1 - 29 県自然記念物の指定状況

種別	名 称	所 在 地	指定年月日
植物	岩田神社のふじ	高松市飯田町493	昭和46年10月1日
"	豊玉姫神社のサイカチ	高松市男木町字殿畑1903	昭和52年9月8日
"	廣田八幡神社社叢	高松市太田下町1037 - 1	昭和59年3月21日
"	熊野神社社叢	高松市出作町214 - 2外1筆	昭和61年9月24日
"	桜木神社の森	高松市多肥上町1521 - 2	平成4年3月6日
"	十二社宮社叢	丸亀市土器町字宮の浦1592 - 1	昭和58年3月25日
"	青木神社社叢	坂出市王越町木沢字玉川714	昭和54年3月31日
"	若宮神社のイブキ	善通寺市中村町157	昭和51年3月23日
"	大麻神社社叢	善通寺市大麻町字上の村山241外1筆	昭和53年3月30日
"	吉田八幡神社の森	善通寺市下吉田町本村東320	平成2年2月20日
地形	護摩山の岩頭	さぬき市多和字経座東	昭和51年10月14日
"	三重の滝	さぬき市寒川町石田西字小倉3798 - 2外1筆	昭和62年10月14日
植物	誉田八幡神社社叢	東かがわ市引田字川向2872 - 1外2筆	昭和51年3月23日
"	地主神社社叢	東かがわ市坂元字本村165	昭和54年3月31日
"	二宮神社の森	東かがわ市吉田字苧畑452	平成5年10月26日
"	石清水八幡神社社叢	東かがわ市入野山字下山1856	昭和52年9月8日
地形	みぞおちの滝	東かがわ市五名1943 - 16外3筆	平成2年2月20日
植物	権現ノ鼻の森	小豆郡内海町大字古江字聖甲274	平成4年3月6日
"	田井天津神社社叢	小豆郡土庄町大部東黒山甲788	昭和51年3月23日
"	伊喜末八幡神社社叢	小豆郡土庄町伊喜末中島1836 - 1外3筆	"
"	豊峰権現社の森	小豆郡土庄町豊島唐櫃字櫃山3040 - 2	昭和63年3月11日
"	湯船山の社叢	小豆郡池田町大字中山1383外1筆	昭和61年3月11日
地形	花寿波島の海食地形	小豆郡池田町蒲野	平成2年10月9日
植物	小菘熊野神社社叢	木田郡三木町大字小菘字中筋1325 - 1外3筆	昭和51年3月23日
地形	小菘の虹の滝	木田郡三木町大字小菘	"
植物	丸岡八幡神社社叢	木田郡三木町大字氷上字宮下4802 - 1外1筆	昭和59年3月21日
"	高仙神社社叢	木田郡三木町大字奥山字花折3031外1筆	昭和62年3月13日
地質	塩江の和泉層群基底礫岩	香川郡塩江町大字安原上東	昭和51年3月23日
地形	塩江の不動の滝	香川郡塩江町大字安原字北井上東	昭和51年10月14日
植物	春日神社の森	香川郡塩江町大字上西真名屋敷甲1900 - 2	平成9年3月25日
"	冠纒神社社叢	香川郡香南町大字由佐1402 - 1	昭和52年3月29日
"	川上神社社叢	綾歌郡綾上町大字粉所東字孫浦4018 - 1外1筆	昭和58年3月25日
"	椎尾八幡神社の森	綾歌郡綾上町西分字堂谷西1127 - 1外2筆	平成4年11月10日
"	郷照寺のホルトノキ	綾歌郡宇多津町1471	昭和51年3月23日
"	西ノ宮神社の森	綾歌郡綾上町粉所西字田万乙464-3~6	平成14年3月29日

地質	木戸の馬蹄石	仲多度郡琴南町木戸	昭和51年3月23日
植物	福家神社社叢	仲多度郡琴南町勝浦字下福家1030 - 2外1筆	昭和54年3月31日
"	天川神社社叢	仲多度郡琴南町大字造田3427 - 4外3筆	昭和52年3月29日
"	大宮神社社叢	仲多度郡満濃町大字吉野242外2筆	昭和51年3月23日
"	久保神社社叢	仲多度郡満濃町大字岸上字久保107 - 1	昭和58年3月25日
"	矢原邸の森	仲多度郡満濃町大字神野字池尻8 - 1外1筆	昭和60年3月26日
"	葛原正八幡神社社叢	仲多度郡多度津町大字葛原字八幡1646外8筆	昭和51年3月23日
"	鷲尾神社社叢	仲多度郡仲南町大字十郷字新目石田1612 - 1外1筆	昭和52年9月8日
"	木熊野神社社叢	仲多度郡仲南町大字十郷字山脇390外1筆	昭和54年3月31日
"	白鳥神社社叢	仲多度郡仲南町大字七箇字福良見葛神	昭和60年3月26日
地形	轟の滝	仲多度郡仲南町大字十郷字山脇770 - 1外1筆	昭和61年3月11日
植物	加茂神社の森	仲多度郡仲南町大字佐文	平成2年10月9日
"	二宮のネズ	三豊郡高瀬町大字羽方2724 - 5	昭和51年3月23日
"	麻部神社社叢	三豊郡高瀬町大字上麻字櫛谷1781	昭和55年3月25日
"	小松尾寺のカヤ	三豊郡山本町大字辻4209 - 2	昭和51年3月23日
地形 地質	津島神社の柱状節理	三豊郡三野町大字大見宮ノ尾	平成元年3月14日
植物	萩原寺のはぎ	三豊郡大野原町大字萩原2724	昭和46年10月1日
"	中姫八幡神社社叢	三豊郡大野原町大字中姫字監物541外1筆	昭和55年3月25日
"	瀧宮神社の森	三豊郡大野原町大字五郷井関宮の本240	平成4年11月10日
植物	雨宮神社社叢	三豊郡財田町財田中字川西578 - 1	昭和51年3月23日
"	巖島神社のタブ樹林	三豊郡財田町財田上字大畑7087 - 2外1筆	"
"	荒魂神社社叢	三豊郡財田町財田中3135 - 1外1筆	昭和55年3月25日

1 - 30 県自然海浜保全地区の指定状況

地域の名称	所在地	指定年月日
小浜自然海浜保全地区	さぬき市津田町鶴羽の一部	昭和59年3月30日
松尾 "	さぬき市津田町津田の一部	昭和61年10月31日
青木 "	さぬき市津田町鶴羽の一部	平成元年3月31日
羽立 "	さぬき市津田町津田字北原の一部	平成4年3月27日
小浦 "	東かがわ市小磯の一部	昭和57年1月21日
古江 "	小豆郡内海町古江の一部	昭和59年3月30日
遠手浜 "	小豆郡内海町福田の一部	"
小部 "	小豆郡土庄町小部の一部	昭和59年11月13日
鹿島 "	小豆郡土庄町鹿島の一部	"
甲崎東 "	小豆郡土庄町豊島家浦の一部	"
田井 "	小豆郡土庄町大部の一部	昭和60年5月28日
千軒 "	小豆郡土庄町千軒の一部	"
尾子 "	小豆郡土庄町豊島甲生の一部	平成2年11月6日
柚ヶ浜 "	小豆郡土庄町小柚の一部	"
吉野崎 "	小豆郡池田町大字吉野字浜条の一部	平成5年11月24日
鎌野 "	木田郡庵治町鎌野の一部	昭和57年1月21日

高尻	〃	木田郡庵治町高尻の一部	〃
竹居	〃	木田郡庵治町竹居の一部	昭和57年10月1日
大浜	〃	三豊郡詫間町大浜の一部	昭和58年3月29日
鴨ノ越	〃	〃	〃
二老浜	〃	三豊郡詫間町仁老浜の一部	昭和61年3月28日
名部戸	〃	三豊郡詫間町大浜、仁尾町家の浦の一部	平成2年3月20日
室浜	〃	三豊郡詫間町大字箱室室浜の一部	平成4年12月4日

1 - 31 鳥獣保護区指定状況

(平成15年4月1日現在)

番号	名 称	所在地	指定期間	目 的	面積	備 考
1	阿弥陀越 鳥獣保護区	高松市	H 6 ~ H 16	森林鳥獣生息地	155ha	特別保護地区 155ha
2	鷹の山	塩江町	H 6 ~ H 16	森林鳥獣生息地	265	
3	石清尾	高松市	H 5 ~ H 15	身近な鳥獣生息地	124	
4	金刀比羅宮社有林大麻山	善通寺市	H 7 ~ H 17	森林鳥獣生息地	195	特別保護地区 195ha
5	金刀比羅宮境内林象頭山	琴平町	H 10 ~ H 20	森林鳥獣生息地	185	特別保護地区 185ha
6	金刀比羅宮社有林南山	琴平町	H 10 ~ H 20	森林鳥獣生息地	46	
7	善通寺	善通寺市	H 5 ~ H 15	身近な鳥獣生息地	220	
8	三豊海岸	観音寺市、大野原町、豊浜町	H 5 ~ H 15	集団渡来地	1,334	
9	青の山	丸亀市、宇多津町	H 14 ~ H 24	身近な鳥獣生息地	300	
10	五色台	高松市、坂出市	H 6 ~ H 16	森林鳥獣生息地	2,990	
11	藤尾山	高松市	H 14 ~ H 24	身近な鳥獣生息地	70	
12	公淵	高松市、三木町	H 11 ~ H 21	身近な鳥獣生息地	329	
13	寒霞渓	内海町、土庄町	H 12 ~ H 22	森林鳥獣生息地	510	
14	大窪寺	さぬき市、東かがわ市	H 7 ~ H 17	森林鳥獣生息地	353	特別保護地区 44ha
15	弥勒	さぬき市	H 8 ~ H 18	身近な鳥獣生息地	250	
16	真名屋敷	塩江町	H 9 ~ H 19	森林鳥獣生息地	86	
17	田村池	丸亀市	H 11 ~ H 21	集団渡来地	24	
18	屋島	高松市	H 11 ~ H 21	森林鳥獣生息地	818	
19	満濃池	満濃町、仲南町	H 12 ~ H 22	身近な鳥獣生息地	321	
20	銚子溪	土庄町、池田町	H 14 ~ H 24	森林鳥獣生息地	81	
21	丸井	大野原町	H 5 ~ H 15	身近な鳥獣生息地	56	
22	山大寺池・太古の森	三木町	H 10 ~ H 20	身近な鳥獣生息地	25	
23	大川山	琴南町	H 12 ~ H 22	森林鳥獣生息地	200	
24	八栗	牟礼町	H 13 ~ H 23	森林鳥獣生息地	15	
計					8,952	

1 - 32 休猟区指定状況

(平成15年4月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	指定期間	面 積 (ha)
1	末 休猟区	さぬき市	H12～H15	1,340
2	嶮岨山 "	内海町、土庄町	H12～H15	1,680
3	内場 "	塩江町	H12～H15	2,350
4	荘内 "	詫間町、仁尾町	H12～H15	1,400
5	財田上 "	琴平町、仲南町、山本町、財田町	H12～H15	1,720
6	土庄 "	土庄町	H13～H16	800
7	鹿庭 "	三木町	H13～H16	1,075
8	三谷・神内 "	高松市、香川町	H13～H16	1,740
9	八峰 "	琴南町	H13～H16	1,970
10	菩提山 "	観音寺市、山本町	H13～H16	1,200
計				15,275

1 - 33 銃猟禁止区域指定状況

(平成15年4月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	指定期間	面 積 (ha)
1	大部 銃猟禁止区域	内海町、土庄町	H10～H15	118
2	内海ゴルフ場 "	内海町	H13～H18	165
3	沖ノ鼻 "	池田町	H12～H17	110
4	志度ゴルフ場・上野山 "	さぬき市	H14～H19	550
5	雨滝山 "	さぬき市	H14～H19	229
6	天王 "	さぬき市	H13～H18	326
7	高松屋島 "	高松市、牟礼町	永年	308
8	細井 "	塩江町	H11～H16	38
9	内場ダム "	塩江町	H12～H17	55
10	浅野 "	香川町	H12～H17	325
11	小田池 "	高松市、香南町	H12～H17	76
12	六ツ目山 "	高松市	H14～H19	35
13	府中 "	坂出市、綾南町	H14～H19	660
14	多度津 "	多度津町	H14～H19	1,405
15	大麻山 "	琴平町、仲南町、高瀬町	H14～H19	720
16	国市池 "	高瀬町、豊中町	H12～H17	220
17	瀬戸タックゴルフクラブ "	綾上町、琴南町	H14～H19	490
18	香南台地 "	香川町、香南町、綾上町、綾南町	H10～H15	1,140
19	大串自然公園 "	さぬき市	H11～H16	90
20	満濃池 "	満濃町	H12～H17	350
21	大野原町カントリーパーク "	大野原町	H12～H17	160
22	鞍掛 "	綾上町、綾南町	H13～H18	748
23	朝日山 "	高瀬町	H14～H19	150
24	皇踏山 "	土庄町	H10～H15	51
25	池之尻 "	観音寺市	H12～H17	167

26	山田下	"	綾上町	H14～H19	55
27	尽誠	"	さぬき市	H10～H15	22
28	仁池	"	観音寺市	H10～H15	91
29	紫雲出山	"	詫間町	H13～H18	570
30	四国農業試験場	"	善通寺市	H11～H16	165
31	とらまる	"	東かがわ市	H11～H16	105
32	丸亀・坂出	"	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、飯山町、宇多津町、満濃町	H12～H17	4,990
33	高見山	"	土庄町	H12～H17	135
34	詫間港	"	三野町、詫間町	H12～H17	463
35	宮池	"	善通寺市	H12～H17	6
36	村上池	"	善通寺市	H12～H17	36
37	満濃ゴルフ場	"	琴南町、満濃町	H13～H18	214
38	白山	"	三木町	H13～H18	120
39	丸山	"	庵治町	H10～H15	26
40	御殿山	"	庵治町	H10～H15	41
41	鞍谷	"	庵治町	H10～H15	124
42	大平パイロット地区	"	国分寺町	H10～H15	113
43	財田川	"	観音寺市、豊中町	H14～H19	69
44	橘池	"	国分寺町	H11～H16	87
45	高松	"	高松市、三木町、牟礼町、香川町	H13～H18	10,262
46	内田	"	琴南町	H12～H17	443
47	平池	"	高松市、香川町	H13～H18	40
48	如意輪寺	"	国分寺町	H13～H18	120
49	塩井池・双子池	"	観音寺市	H13～H18	162
50	辻田	"	東かがわ市	H14～H19	96
51	天神国吉	"	綾歌町	H14～H19	6
計					27,247

1 - 34 鉛散弾規制地域指定状況

(平成15年4月1日現在)

番号	名称	所在地	指定期間	面積 (ha)
1	新池鉛散弾規制地域	香川町	H12～H22	42

1 - 35 緑化推進地域

(平成15年4月1日現在)

番号	名称	所在地	面積 (㎡)	指定年月日
1	多度津町東、西港町緑化推進地域	仲多度郡多度津町	1,875,304	昭和55年3月15日
2	仁尾浜緑化推進地域	三豊郡仁尾町	512,434	昭和55年3月15日
3	内海湾臨海部緑化推進地域	小豆郡内海町	83,424	昭和55年9月2日
4	庵治港臨海部緑化推進地域	木田郡庵治町	184,976	昭和56年12月24日
5	檀石漁港埋立地緑化推進地域	坂出市檀石	85,680	昭和58年3月25日
6	室生理立地緑化推進地域	小豆郡池田町	34,262	昭和59年10月9日

7	大串半島緑化推進地域	さぬき市	620,000	昭和60年9月20日
8	みろく地区緑化推進地域	さぬき市	50,000	昭和62年3月10日
9	詫間港松下地区緑化推進地域	三豊郡詫間町	394,394	昭和63年3月11日
10	高瀬町緑ヶ丘地区緑化推進地域	三豊郡高瀬町	313,000	平成元年3月7日
11	三木町山大寺緑化推進地域	木田郡三木町	200,000	平成2年2月20日
12	財田町財田緑化推進地域	三豊郡財田町	150,000	平成2年10月9日
13	土庄町高見山緑化推進地域	小豆郡土庄町	49,000	平成4年3月21日
14	国分寺町橘ノ丘緑化推進地域	綾歌郡国分寺町	101,000	平成4年11月10日
15	大内町水主地区緑化推進地域	東かがわ市	168,000	平成5年11月2日
16	引田町辻田地区緑化推進地域	東かがわ市	150,000	平成7年3月31日
17	豊浜町高須賀地区緑化推進地域	三豊郡豊浜町	146,500	平成7年3月31日
18	香南町横井地区緑化推進地域	香川郡香南町	48,000	平成10年9月18日
19	琴平町いこいの郷地区緑化推進地域	仲多度郡琴平町	154,651	平成12年3月10日
20	善通寺市鉢伏地区緑化推進地域	善通寺市	27,000	平成14年3月29日
21	大内町松崎地区緑化推進地域	東かがわ市	27,389	平成14年3月29日

1 - 36 香川の保存木の指定状況

名 称	所 在 地	指定年月日
大石さんのムクノキ	高松市西山崎町1340 - 1	昭和55年11月6日
大森神社のクス	高松市西植田町2692 - 1	〃
大原神社のヒノキ	高松市西植田町字宮の下7813 - 2	昭和61年3月18日
楠神社のクスノキ	高松市西植田町字数合7093	平成5年3月23日
森本邸のシダレウメ	高松市菅沢町菅沢759	〃
久保邸のヤブツバキ	高松市東植田町2376	平成6年2月25日
真鍋邸のエノキ	高松市太田上町203	平成7年3月28日
光雲寺のモッコク	丸亀市郡家町3028	昭和54年2月27日
長徳寺のモッコク	丸亀市本島町笠島484	昭和60年3月26日
春日神社のアキニレ	丸亀市川西町北627 - 2	平成5年3月23日
白峰寺のモミ	坂出市青海町2635	昭和54年2月27日
荒神社のクロガネモチ	坂出市王越町木沢字番屋1070	〃
川田邸のニッケイ	坂出市高屋町983甲	〃
川田邸のケンボナシ	〃	〃
白峰宮のクスノキ	坂出市西庄町八十場1712	平成2年3月27日
禅定寺登山道のヒノキ	善通寺市吉原町1972 - 3	〃
観音寺東小学校のラクウショウ	観音寺市観音寺町甲670 - 2	昭和55年3月11日
白山神社のクス	観音寺市観音寺町甲1108 - 1	〃
金神神社のクスノキ	観音寺市原町360	平成2年3月27日

富田神社のクスノキ	さぬき市大川町富田中字宮内114	昭和53年3月28日
富田神社のスギ	〃	〃
廣瀬邸のカシ	さぬき市寒川町石田東甲2492	〃
三宅邸の胡蝶ワビスケ	さぬき市末555	〃
真部邸のケヤキ	さぬき市多和字経座東6	昭和55年11月6日
大窪寺のサザンカ	さぬき市多和字兼割96	昭和61年3月18日
新川神社のクログネモチ	さぬき市寒川町神前2250	平成2年3月27日
大窪寺のイチョウ	さぬき市多和字兼割98	平成3年3月29日
道味墓地内のムクノキ	さぬき市寒川町石田西3597 - 1	平成5年3月23日
下屋のムクノキ	さぬき市昭和字下屋3019	〃
真覚寺のクスノキ	さぬき市志度48	平成7年3月28日
香川大学農学部太郎兵衛館のメヅク	さぬき市前山2730 - 3	平成10年3月31日
黒羽神社のホルトノキ	東かがわ市黒羽字下内297	平成2年3月27日
白鳥神社のクスノキ	東かがわ市松原69	昭和53年3月28日
末国のナギ	東かがわ市与田山167	〃
勝覚寺のイチョウ	東かがわ市三本松426	〃
大墓のムクノキ	東かがわ市三本松1632	〃
石清水神社のクスノキ	東かがわ市大谷478	〃
水主神社のいのり杉	東かがわ市水主1418	〃
五名小学校のヒイラギモクセイ	東かがわ市五名1400	昭和55年11月6日
三宝寺のチシャノキ	東かがわ市入野山2152	昭和61年3月18日
福田のアコウ	小豆郡内海町福田字二ノ坪甲407 - 1	昭和53年3月28日
オリーブ園のオリーブ	小豆郡内海町西村甲2171	昭和60年3月26日
荒魂神社のウバメガシ	小豆郡内海町西村字久徳甲360	平成6年2月25日
荒魂神社のムクノキ	〃	〃
母倉邸のサザンカ	小豆郡土庄町大部甲2088	昭和53年3月28日
多聞寺のヤマモモ	小豆郡土庄町肥土山甲2151	昭和60年3月26日
唐櫃のシンパク	小豆郡土庄町豊島唐櫃2474番地先	平成5年3月23日
大部の大ガキ	小豆郡土庄町大部字浜生甲3308 - 1	平成12年12月10日
誓願寺のイブキ	小豆郡池田町二面571	昭和55年11月13日
荒魂神社のムクノキ	小豆郡池田町池田3177	平成7年3月28日
亀山八幡宮のシンパク	小豆郡池田町池田1621	平成8年3月1日
農業試験場小豆分場のコルクガシ	小豆郡池田町池田2519 - 2	平成12年7月28日

井戸の大フジ	木田郡三木町大字井戸934	昭和53年3月28日
津柳のネズミサン	木田郡三木町奥山字井戸中1236	昭和53年3月28日
常光寺のイチョウ	木田郡三木町大字氷上1189	昭和60年3月26日
三宝荒神のフジ	木田郡三木町井戸字高木674	〃
津婦呂木神社のムクノキ	木田郡三木町大字氷上2485	昭和61年3月18日
津柳のケヤキ	木田郡三木町奥山字津柳下708 - 1	平成7年3月28日
香川大学農学部標本林	木田郡三木町池戸2393	平成5年3月23日
牟礼小学校のユーカリ	木田郡牟礼町大町1560	昭和53年3月28日
三好邸のモミ	木田郡牟礼町原1393	〃
八栗寺のイチョウ	木田郡牟礼町牟礼3416	〃
洲崎寺のイチョウ	木田郡牟礼町牟礼2691	〃
高橋邸のヤマモモ	木田郡庵治町高尻2859	昭和61年3月18日
三宝荒神社のセンダン	木田郡庵治町鎌野4922	〃
妙見宮のヤマモモ	木田郡庵治町高尻2791	平成2年3月27日
和田邸のナシ	香川郡塩江町上西字桧398	昭和53年3月28日
焼堂のモミジ	香川郡塩江町字西字焼堂甲44	〃
藤沢邸のツガ	香川郡塩江町安原上東1722	〃
藤沢邸のトチノキ	〃	〃
上原邸のムクノキ	香川郡塩江町大字安原下第2号398	平成11年4月6日
平尾神社のツブラジイ	香川郡香川町東谷1552	昭和53年3月28日
池谷神社のフジ	香川郡香南町大字由佐2874	昭和61年3月18日
冠纒神社のギンモクセイ	香川郡香南町大字由佐1402 - 1	平成9年4月4日
大將軍神社のアベマキ	綾歌郡綾上町西分字浦田乙236 - 2	昭和54年2月27日
川上神社のハリギリ	綾歌郡綾上町粉所東1181 - 1	昭和60年3月26日
和田神社のコナラ	綾歌郡綾上町粉所東字仲和田1916	昭和61年3月18日
河田邸のエノキ	綾歌郡綾上町羽床上字助安東662	平成7年3月28日
常善寺のスイリュウヒバ	綾歌郡綾南町北860 - 2	昭和54年2月27日
鷲峰寺のモミ	綾歌郡国分寺町柏原632 - 3	昭和60年3月26日
川上神社のホオノキ	仲多度郡琴南町川東3048	昭和54年2月27日
三角のカツラ	仲多度郡琴南町川東2404 - 1	〃
山熊神社のケヤキ	仲多度郡琴南町川東1807	〃
妙覚寺のコウヤマキ	仲多度郡琴南町川東20	昭和55年11月6日
琴南町役場のエノキ	仲多度郡琴南町造田1974 - 1	昭和60年3月26日

西宮のツブラジイ	仲多度郡琴南町中通字西桜361 - 2	昭和61年 3 月18日
前ノ川神社のスギ	仲多度郡琴南町川東字前の川1007	平成 3 年 3 月29日
前ノ川神社のウラジロガシ	〃	〃
川上神社のケヤキ	仲多度郡琴南町川奥字日開谷3048	〃
長谷のヤマザクラ	仲多度郡琴南町勝浦2490	平成 6 年 2 月25日
若林神社のセンダン	仲多度郡満濃町四条394	昭和54年 2 月27日
諏訪神社のクロガネモチ	仲多度郡満濃町真野甲1526、乙1326	〃
大歳神社のシラカシ	仲多度郡琴平町上櫛梨大歳1261	〃
春日神社のアキニレ	仲多度郡琴平町榎井88 - 1	平成 5 年 3 月23日
金陵の郷の大楠	仲多度郡琴平町623	平成12年 7 月28日
春日神社のムクノキ	仲多度郡仲南町七箇中春日1662 - 2	昭和54年 2 月27日
山戸神社のカゴノキ	仲多度郡仲南町塩入宮ノ前689	〃
尾の瀬神社のヤマザクラ	仲多度郡仲南町大字七箇尾の瀬4522	昭和61年 3 月18日
山戸神社のヒノキ	仲多度郡仲南町大字塩入字宮前	平成 3 年 3 月29日
仲南東小学校のクロマツ	仲多度郡仲南町七箇2529	〃
薬師院のイチョウ	三豊郡高瀬町下麻字下朝日1283 - 2	昭和55年 3 月11日
池ノ谷のアラカシ	三豊郡高瀬町上麻字池ノ谷1131 - 2	〃
古屋の大ガシ	三豊郡高瀬町佐股甲2537 - 1	〃
上高瀬小学校のユーカリ	三豊郡高瀬町上高瀬字原783 - 2	〃
よりぞめさんのマキ	三豊郡山本町大字河内1119 - 2	〃
小松尾寺のクス	三豊郡山本町辻4209	〃
橋田邸のクロガネモチ	三豊郡山本町辻3950	〃
弥谷寺のバクチノキ	三豊郡三野町大見乙70	〃
本門寺のクス	三豊郡三野町下高瀬1916 - 1	〃
安井菅原神社のクス	三豊郡大野原町中姫1886	〃
生木の地蔵クス	三豊郡大野原町大野原2288	〃
法泉寺のボダイジュ	三豊郡大野原町五郷田野々224 - 2	〃
観音さんのヤマモミジ	三豊郡大野原町大字五郷海老濟240 - 1	平成 3 年 3 月29日
若宮神社のクロガネモチ	三豊郡豊中町本山乙字出水添347 - 2	昭和55年 3 月11日
高良神社のクスノキ	三豊郡豊中町大字本山甲字屋敷内1448 - 1	昭和60年 3 月26日
長寿院のサルスベリ	三豊郡詫間町松崎1062	昭和55年 3 月11日
積の雌雄クロガネモチ	三豊郡詫間町積638	〃
香蔵寺のソテツ	三豊郡詫間町箱552	〃

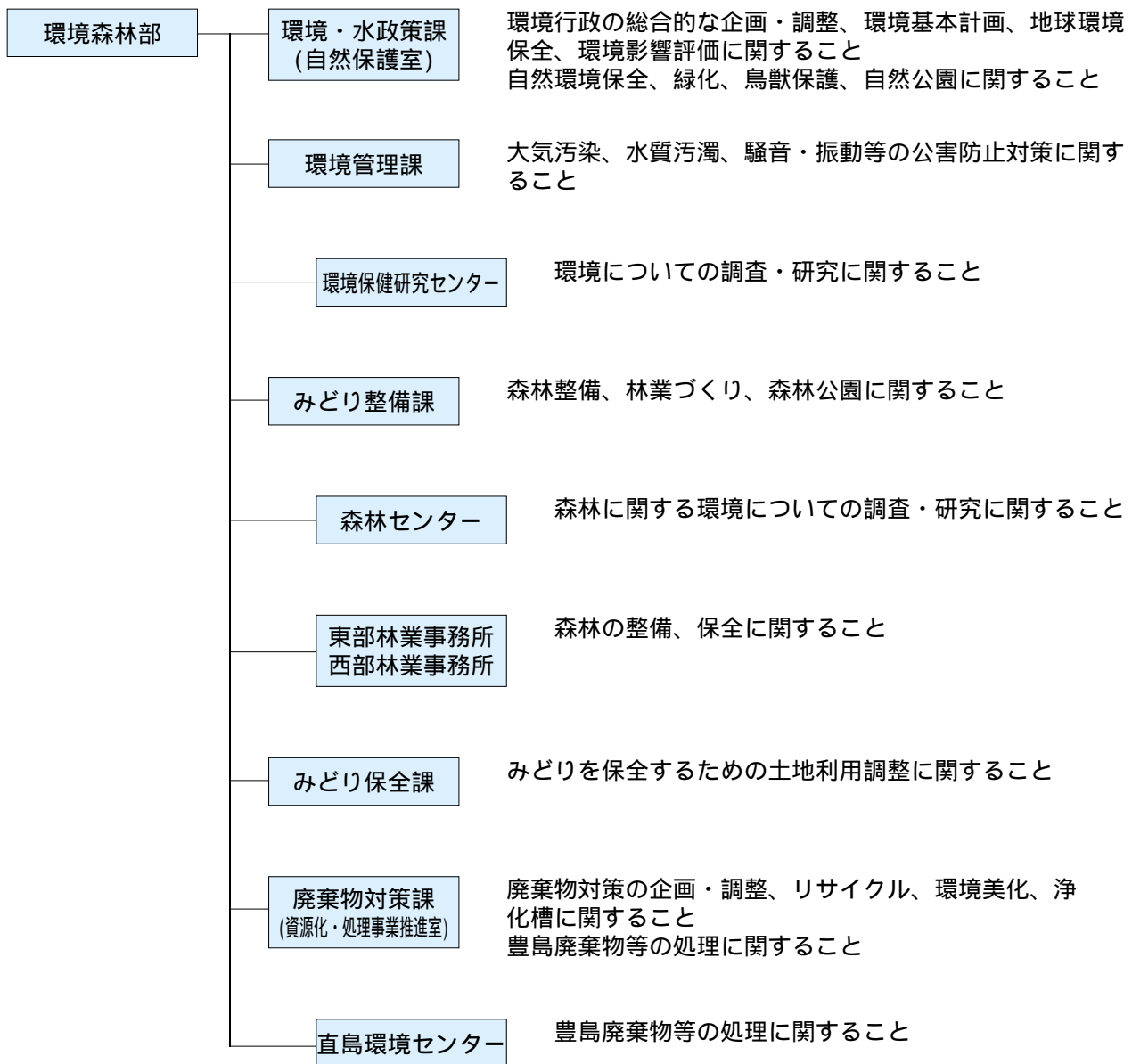
室浜大明神のシンパク	三豊郡詫間町箱1012	平成2年3月27日
梵音寺のタブノキ	三豊郡詫間町粟島1604 - 1	平成3年3月29日
川江家のツバキ	三豊郡詫間町生里52	平成12年7月28日
常德寺の雌雄大ソテツ	三豊郡仁尾町仁尾字北丁391甲	昭和55年3月11日
覚城院のホルトノキ	三豊郡仁尾町仁尾字北丁846	〃
豊浜町東公民館のイブキ	三豊郡豊浜町和田浜1407 - 25	〃
豊浜八幡神社のクス	三豊郡豊浜町和田浜1577 - 5	〃
豊浜八幡神社のホルトノキ群	〃	〃
宗林寺のクロガネモチ	三豊郡豊浜町和田浜1289	〃
豊浜八幡神社のクロマツ	三豊郡豊浜町大字和田浜1577 - 5	平成3年3月29日
細川邸のタブノキ	三豊郡財田町財田中3292	昭和55年3月11日
祇園宮のムクノキ	三豊郡財田町財田中3570 - 4	〃
苗手地蔵のクヌギ	三豊郡財田町財田中807	〃
品福寺のラカンマキ	三豊郡財田町財田上3542	〃
財田駅前のタブノキ	三豊郡財田町財田上7282 - 2	〃
釈迦堂のイチョウ	三豊郡財田町財田上4494 - 1	〃

1 - 37 香川県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類	事業の規模
1 道路の新設・改築	4車線以上で長さ7.5km以上
2 ダムの新築	貯水面積75ha以上
3 鉄道の建設・改良	普通鉄道の建設又は7.5km以上の改良
4 飛行場の設置・変更	(1)滑走路長さ1,875m以上の設置 (2)滑走路長さ375m以上の延長
5 工場又は事業場の新設・増設	次のいずれかの要件に該当するもの (1)敷地面積20ha以上 (2)最大排出ガス量10万 m^3 /時以上 (3)平均排出水量1万 m^3 /日以上
6 廃棄物処理施設の設置・変更	次のいずれかの要件に該当するもの (1)処理能力250t/日以上 of 廃棄物焼却施設 (2)処理能力200kl/日以上 of し尿処理施設 (3)埋立処分場面積25ha以上の廃棄物最終処分場
7 公有水面の埋立て、干拓	面積40ha以上 (鳥獣保護区等は15ha以上)
8 下水道終末処理場の新設・増設	全体予定処理区域内の人口15万人以上
9 土地区画整理事業	施行区域面積75ha以上
10 住宅団地の造成	施行区域面積30ha以上
11 工業団地の造成	次のいずれかの要件に該当するもの (1)施行区域面積20ha以上 (2)最大排出ガス量10万 m^3 /時以上 (3)平均排出水量1万 m^3 /日以上
12 流通業務団地の造成	施行区域面積20ha以上
13 レクリエーション施設用地の造成	施行区域面積20ha以上
14 土又は岩石の採取	採取場区域面積20ha以上
15 その他	上記の事業と同程度の影響を環境に及ぼすおそれがあるとして知事が認めるもの

2 環境行政体制

2 - 1 県の組織 (平成15年4月1日現在)



【出先機関】

東讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、中讃保健所、小豆総合事務所内の環境管理室において、公害苦情などの相談、廃棄物に関する指導監視などを行っています。また、小豆総合事務所内の森林整備室において、森林整備、保全に関する事務などを行っています。

2 - 2 審議会等

名 称	設置年月	内 容	構 成 等
香川県環境審議会	H 12. 4	環境基本法及び自然環境保全法に基づき設置。環境の保全に関する基本的事項、自然環境の保全に関する重要事項、温泉に関する事項等を調査審議する。計画部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会がある。	委員35人以内
公害審査委員候補者	S 45.11	公害に係る紛争の処理を迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法に基づき、毎年公害審査委員候補者を委嘱している。あっせん、調停及び仲裁の申請があった場合、当候補者の中から3名の委員を指名して紛争の解決を図る。	候補者15名
香川県緑化推進委員会	S 30. 2	緑化運動に関する総合的な企画立案を行い、その推進にあたることになっており、香川県植樹祭の実施など各種の関連事業を実施している。	委員若干名
香川県環境影響評価技術審査会	H 11. 4	香川県環境影響評価条例に基づき設置。環境影響評価に係る技術指針を策定・変更、環境影響評価制度の知事の意見書を作成する場合等に審査会の意見を聴くことにしている。	委員15人以内
産業廃棄物審議会	H 3. 9	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に係る条例に基づき設置。産業廃棄物処理施設の設置に際しての紛争解決のためのあっせんを行う場合には、審議会の意見を聴くこととされているほか、条例の施行に関し重要な事項を調査審議する。	委員7人以内
香川県森林審議会	S 26	森林法に基づき設置。地域森林計画の樹立又は変更を行う場合には、審議会の意見を聞くこととされているほか、森林法の施行に関する重要事項について調査審議する。森林転用調整部会及び森林病該当防除部会がある。	委員15人以内

2 - 3 市町の組織 (平成15年10月1日現在)

(1)

市 町 名	環境保全全般 に関する事務	公 関 する 事 務	一 般 廃 棄 物 に 関 する 事 務	産 業 廃 棄 物 に 関 する 事 務 (苦 情 相 談 な ど)
高 松 市	環 境 保 全 課	環 境 保 全 課	ク リ ー ン 事 業 課 リサイクル推進課(通正処理対策室)	環 境 総 務 課 (産 業 廃 棄 物 対 策 室)
丸 亀 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	ク リ ー ン 課	生 活 環 境 課
坂 出 市	環 境 交 通 課	環 境 交 通 課	清 掃 事 業 課	清 掃 事 業 課
善 通 寺 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	未 来 ク ル パ ー ク 21	生 活 環 境 課
観 音 寺 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
さ め き 市	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課
東 か が わ 市	市 民 生 活 課	市 民 生 活 課	市 民 生 活 課	市 民 生 活 課
内 海 町	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課
土 庄 町	生 活 人 権 課・農 林 水 産 課	生 活 人 権 課・商 工 観 光 課	生 活 人 権 課	生 活 人 権 課
池 田 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
三 木 町	保 健 衛 生 課	保 健 衛 生 課	保 健 衛 生 課	保 健 衛 生 課
牟 礼 町	環 境 課	環 境 課	環 境 課	環 境 課
庵 治 町	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課	住 民 福 祉 課
塩 江 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
香 川 町	環 境 課	環 境 課	環 境 課	環 境 課
香 南 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
直 島 町	企 画 環 境 課	企 画 環 境 課	企 画 環 境 課	企 画 環 境 課
綾 上 町	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
綾 南 町	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課
国 分 寺 町	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課
綾 歌 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
飯 山 町	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課
宇 多 津 町	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課
琴 南 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
満 濃 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
琴 平 町	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課
多 度 津 町	環 境 課	環 境 課	環 境 課	環 境 課
仲 南 町	福 祉 保 健 課	福 祉 保 健 課	福 祉 保 健 課	福 祉 保 健 課
高 瀬 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
山 本 町	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課
三 野 町	町 民 サ ー ビ ス 課	町 民 サ ー ビ ス 課	町 民 サ ー ビ ス 課	町 民 サ ー ビ ス 課
大 野 原 町	住 民 課	住 民 課	住 民 課	住 民 課
豊 中 町	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課
詫 間 町	住 民 環 境 課	住 民 環 境 課	住 民 環 境 課	住 民 環 境 課
仁 尾 町	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課
豊 浜 町	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課
財 田 町	税 住 民 課	税 住 民 課	税 住 民 課	税 住 民 課

(2)

市 町 名	自然環境の保全など 自然保護に関する事務	自 然 公 園 に 関 する 事 務	緑 化 の 推 進 に 関 する 事 務	鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 に 関 する 事 務
高 松 市	環 境 保 全 課	観 光 課	公 園 緑 地 課	農 林 水 産 課
丸 亀 市	生 活 環 境 課	都 市 計 画 課	建 設 課	産 業 課
坂 出 市	環 境 交 通 課	都 市 計 画 課	都 市 計 画 課	農 林 水 産 課
善 通 寺 市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	都 市 計 画 課	農 政 課
観 音 寺 市	生 活 環 境 課	商 工 観 光 課	都 市 開 発 課	農 林 水 産 課
さ め き 市	環 境 衛 生 課	商 工 観 光 課	商 工 観 光 課	農 林 水 産 課
東 か が わ 市	経 済 課	経 済 課	経 済 課	経 済 課
内 海 町	環 境 衛 生 課	環 境 衛 生 課	産 業 観 光 課	建 設 農 林 水 産 課
土 庄 町	生 活 人 権 課	商 工 観 光 課	生 活 人 権 課・農 林 水 産 課	農 林 水 産 課
池 田 町	住 民 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課
三 木 町	保 健 衛 生 課・経 済 課	経 済 課	経 済 課	経 済 課
牟 礼 町	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課
庵 治 町	住 民 福 祉 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課
塩 江 町	総 務 企 画 課	産 業 観 光 課	産 業 観 光 課	産 業 観 光 課
香 川 町	環 境 課	経 済 課	経 済 課	経 済 課
香 南 町	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課
直 島 町	企 画 環 境 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課
綾 上 町	生 活 環 境 課	農 林 商 工 課	農 林 商 工 課	農 林 商 工 課
綾 南 町	住 民 生 活 課	経 済 課	建 設 課	経 済 課
国 分 寺 町	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課
綾 歌 町	経 済 課	経 済 課	経 済 課	経 済 課
飯 山 町	産 業 振 興 課	建 設 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課
宇 多 津 町	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課
琴 南 町	住 民 課・教 育 委 員 会	総 務 課	建 設 経 済 課	建 設 経 済 課
満 濃 町	住 民 課	建 設 課	農 林 課	農 林 課
琴 平 町	環 境 衛 生 課・生 涯 教 育 課	観 光 商 工 課	農 政 課	農 政 課
多 度 津 町	産 業 課	産 業 課	産 業 課	産 業 課
仲 南 町	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課
高 瀬 町	住 民 課	経 済 課	経 済 課	経 済 課
山 本 町	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課・産 業 振 興 課
三 野 町	町 民 サ-ビ ス 課・地 域 振 興 課	地 域 振 興 課	地 域 振 興 課	地 域 振 興 課
大 野 原 町	住 民 課	経 済 課	経 済 課	経 済 課
豊 中 町	住 民 生 活 課	経 済 課	住 民 生 活 課	経 済 課
詫 間 町	経 済 課	経 済 課	経 済 課	経 済 課
仁 尾 町	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課	産 業 振 興 課
豊 浜 町	企 画 商 工 課	企 画 商 工 課	農 林 水 産 課	農 林 水 産 課
財 田 町	税 住 民 課	経 済 課	経 済 課	経 済 課

2 - 4 国等の組織

(1) 国の組織

名 称	内 容
四国経済産業局	電気事業法に基づく電気工作物（火力発電所、自家発電所等）の公害防止に関する事
四国運輸局	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海洋汚染の防止に関する事 道路運送車両法に基づく自動車排気ガス規制に関する事
中国四国鉱山保安監督部四国支部	鉱山保安法に基づく鉱山の鉱害防止に関する事
高松海上保安部	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海洋汚染の防止に関する事 港則法に基づく水路の保全に関する事
四国行政評価支局	公害の苦情、陳情等に対する行政機関への連絡及び公害発生事業者の指導など
高松法務局人権擁護部	公害に関する相談
山陽四国地区自然保護事務所（高松自然保護官事務所）	自然公園法に基づく国立公園の許認可に関する事
環境省四国地区環境対策調査官事務所	環境省で行う各種の環境行政に関する手続きの窓口業務、地域の環境の状況や環境行政に対する要望・要請の把握など

(2) その他

名 称	内 容
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	瀬戸内海の自然破壊を防止し、積極的な広域行政を進めるため、沿岸関係11府県3政令市の知事・市長により昭和46年7月14日に第1回目の会議が開催された。そこでは、赤潮防止策の確立、瀬戸内海公害防止計画の策定、瀬戸内海環境保全憲章等を決議し、瀬戸内海の環境保全について、国に強く要望を行った。以後毎年会議を開催しています。
社団法人瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の環境保全に資するため、昭和52年1月25日に沿岸関係11府県3政令市並びに漁業協同組合連合会、地区衛生組織連合会等22団体等により設立された。瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及、意識の高揚、調査研究、加盟団体の行う関連事業の指導助成、並びに情報の収集及び提供を行っている。

3 都道府県別環境の状況

(1)

	概 況		大 気 環 境			
	人 口	面 積	二酸化窒素濃度環境基準達成率（一般局）（H13）	浮遊粒子状物質濃度環境基準達成率（一般局）（H13）	ばい煙発生施設数（H11）	一般粉じん発生施設数（H11）
		(km)	(%)	(%)		
北海道	5,683,062	83,453	100.0	26.7	15,503	4,113
青森県	1,475,728	9,606	100.0	40.0	3,344	1,191
岩手県	1,416,180	15,278	100.0	100.0	2,762	1,311
宮城県	2,365,320	7,285	100.0	96.9	4,112	709
秋田県	1,189,279	11,612	100.0	100.0	2,468	729
山形県	1,244,147	9,323	100.0	100.0	2,685	668
福島県	2,126,935	13,782	100.0	96.3	4,315	1,689
茨城県	2,985,676	6,096	100.0	41.7	5,942	2,480
栃木県	2,004,817	6,408	100.0	94.1	4,498	1,369
群馬県	2,024,852	6,363	100.0	43.5	3,678	507
埼玉県	6,938,006	3,797	98.2	21.1	7,276	1,097
千葉県	5,926,285	5,156	100.0	61.3	7,515	1,264
東京都	12,064,101	2,187	91.3	25.0	13,970	1,169
神奈川県	8,489,974	2,415	89.5	57.9	10,670	1,930
新潟県	2,475,733	12,582	100.0	100.0	4,700	731
富山県	1,120,851	4,247	100.0	96.0	2,964	945
石川県	1,180,977	4,185	100.0	92.3	2,769	633
福井県	828,944	4,189	100.0	97.1	1,934	620
山梨県	888,172	4,465	100.0	100.0	2,255	647
長野県	2,215,168	13,585	100.0	100.0	4,559	1,303
岐阜県	2,107,700	10,598	100.0	100.0	4,045	1,151
静岡県	3,767,393	7,779	100.0	88.7	7,772	840
愛知県	7,043,300	5,156	100.0	67.5	14,676	3,875
三重県	1,857,339	5,776	100.0	77.8	4,134	1,209
滋賀県	1,342,832	4,017	100.0	100.0	2,927	558
京都府	2,644,391	4,613	100.0	100.0	4,397	485
大阪府	8,805,081	1,893	96.3	43.9	14,441	1,415
兵庫県	5,550,574	8,392	100.0	83.3	10,581	4,672
奈良県	1,442,795	3,691	100.0	75.0	1,548	182
和歌山県	1,069,912	4,726	100.0	100.0	1,654	1,321
鳥取県	613,289	3,507	100.0	100.0	1,008	104
島根県	761,503	6,707	100.0	57.1	1,256	576
岡山県	1,950,828	7,112	100.0	92.0	4,255	2,234
広島県	2,878,915	8,477	100.0	97.3	4,879	2,322
山口県	1,527,964	6,110	100.0	20.6	3,636	1,495
徳島県	824,108	4,145	100.0	87.0	1,261	473
香川県	1,022,890	1,876	100.0	66.7	2,238	864
愛媛県	1,493,092	5,676	100.0	65.6	2,408	1,007
高知県	813,949	7,105	100.0	100.0	1,062	442
福岡県	5,015,699	4,971	100.0	16.3	6,088	3,953
佐賀県	876,654	2,439	100.0	17.6	1,162	501
長崎県	1,516,523	4,092	100.0	4.3	1,698	855
熊本県	1,859,344	7,404	100.0	59.1	2,710	985
大分県	1,221,140	6,338	100.0	96.3	1,669	1,775
宮崎県	1,170,007	7,734	100.0	100.0	1,274	699
鹿児島県	1,786,194	9,187	100.0	78.9	2,368	1,004
沖縄県	1,318,220	2,271	100.0	100.0	1,051	147
	平成12年国勢調査第1次基本集計結果		環境省環境管理局「(平成13年度)平成13年度大気汚染状況報告書」		環境省環境管理局大気環境課「平成12年度大気環境に係る固定発生源状況調査」	

	水 環 境		騒 音	振 動	廃 棄 物	
	汚 水 処 理 率 人 口 普 及 率	水 質 汚 濁 防 止 法 上 の 特 定 事 業 場 数 (H 13)	特 定 施 設 数 平 成 13 年 度	振 動 特 定 施 設 数 (H 13)	ご み 総 排 出 量 (H12)	1 人 1 日 当 た り の 排 出 量
	(%)		(ha)		[千t]	[g/人・日]
北 海 道	88.5	7,356	23,738	7,102	2,823	1,353
青 森 県	55.2	5,307	2,848	1,053	698	1,270
岩 手 県	56.6	5,971	5,666	2,084	481	922
宮 城 県	77.4	6,703	10,526	4,048	1,008	1,172
秋 田 県	57.6	4,018	3,718	1,056	474	1,080
山 形 県	69.9	4,265	8,158	5,554	406	891
福 島 県	56	8,038	9,180	4,716	811	1,038
茨 城 県	65.5	9,553	22,356	8,783	1,101	1,004
栃 木 県	63.2	8,415	14,152	8,873	744	1,010
群 馬 県	57.2	5,211	40,199	34,350	807	1,092
埼 玉 県	79.2	10,383	64,406	45,141	2,557	1,010
千 葉 県	74.3	11,850	46,048	12,328	2,289	1,059
東 京 都	98.1	1,874	142,247	68,603	5,213	1,207
神 奈 川 県	94.7	9,293	59,989	36,701	3,624	1,169
新 潟 県	62.2	11,040	30,265	24,470	1,042	1,148
富 山 県	79.2	3,382	19,963	9,961	397	964
石 川 県	74.4	4,335	37,472	27,801	493	1,144
福 井 県	73.5	2,686	35,574	21,060	298	974
山 梨 県	59.6	5,361	9,088	7,151	325	1,002
長 野 県	81.3	13,141	14,242	8,459	799	988
岐 阜 県	70.9	8,885	36,229	17,413	709	918
静 岡 県	58.2	12,609	100,765	72,116	1,449	1,047
愛 知 県	72	14,540	234,190	161,711	2,700	1,064
三 重 県	60.5	8,641	14,325	8,627	779	1,150
滋 賀 県	89.6	3,637	32,176	21,788	480	988
京 都 府	87.9	4,949	38,832	20,228	1,224	1,303
大 阪 府	89.5	5,717	169,358	103,725	4,352	1,379
兵 庫 県	93.3	10,759	78,939	41,575	2,695	1,331
奈 良 県	71.4	3,247	9,953	6,377	534	1,003
和 歌 山 県	32	3,600	6,664	2,229	454	1,138
鳥 取 県	71.1	2,461	1,986	944	242	1,070
島 根 県	50.2	3,902	3,227	1,344	262	936
岡 山 県	62.4	5,783	26,135	18,009	737	1,029
広 島 県	72.6	7,263	37,461	14,786	1,144	1,087
山 口 県	66.9	4,800	8,233	4,016	657	1,166
徳 島 県	31.9	4,113	5,789	2,026	314	1,030
香 川 県	50.6	4,982	10,030	3,417	389	1,041
愛 媛 県	53.9	5,899	17,165	7,684	651	1,175
高 知 県	50.1	3,301	1,965	987	321	1,069
福 岡 県	76.6	6,776	39,710	13,664	2,133	1,170
佐 賀 県	50.2	2,885	10,499	3,526	275	850
長 崎 県	61.7	5,738	5,247	1,670	619	1,119
熊 本 県	63.6	8,376	15,487	4,244	685	1,008
大 分 県	53.6	5,428	10,083	3,744	497	1,100
宮 崎 県	60.4	4,029	5,796	1,364	459	1,054
鹿 児 島 県	53.7	5,917	6,821	2,681	709	1,079
沖 縄 県	67.4	1,554	2,289	537	501	1,026
	農 林 水 産 省、国 土 交 通 省、環 境 省 発 表 資 料	環 境 省 環 境 管 理 局 水 環 境 部 水 環 境 管 理 課「水 質 汚 濁 防 止 法 等 の 施 行 状 況 調 査」	環 境 省 環 境 管 理 局 大 気 環 境 課 大 気 生 活 環 境 室「騒 音 規 制 法 施 行 状 況 調 査」	環 境 省 環 境 管 理 局 大 気 環 境 課 大 気 生 活 環 境 室「振 動 規 制 法 施 行 状 況 調 査」	環 境 省 大 臣 官 房 廃 棄 物・リ サ イ ク ル 対 策 部 廃 棄 物 対 策 課「日 本 の 廃 棄 物 処 理 平 成 12 年 度 版」	

(3)

	自 然				環 境 行 政		
	(a) 国立公園面積 (H 14. 3 .31)	(b) 国定公園面積 (H 14. 3 .31)	(c) 都道府県立自然公園面積 (H 14. 3 .31)	(a) + (b) + (c)	自然公園の県土 に対する割合	環境行政 担当職員数	自然保護 担当職員数
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)		
北海道	503,263	212,359	147,286	862,908	10	263	119.5
青森県	40,600	44,694	29,237	114,531	12	67.5	22.5
岩手県	29,247	20,038	21,189	70,474	5	66.5	26
宮城県	980	64,175	106,044	171,199	25	112.5	34.5
秋田県	26,796	47,197	49,176	123,169	11	73	19
山形県	71,115	41,241	42,440	154,796	21	67.5	26
福島県	79,205	33,665	55,336	168,206	12	84	36.5
茨城県		31,164	59,095	90,259	15	101.5	24.5
栃木県	103,479		28,660	132,139	21	74.5	33
群馬県	82,351	8,061		90,412	14	82.5	26.5
埼玉県	34,411		90,172	124,583	33	134	61
千葉県		8,830	19,692	28,522	6	185.5	44.5
東京都	68,896	777	9,686	79,359	38	393	74
神奈川県	10,375	27,572	17,210	55,157	23	195	120
新潟県	106,447	81,928	128,580	316,955	29	116	32
富山県	79,173	1,005	39,576	119,754	43	51.5	29.5
石川県	25,735	10,383	16,376	52,494	13	57.5	36
福井県	5,206	22,987	33,239	61,432	15	55	27
山梨県	101,862	4,088	15,203	121,153	29	87.5	52.5
長野県	170,717	46,755	61,050	278,522	22	98	246
岐阜県	38,236	34,632	122,057	194,925	19	59	33.5
静岡県	50,079	4,838	28,756	83,673	11	125	30
愛知県		49,769	40,022	89,791	18	220	67.5
三重県	72,526	26,272	107,879	206,677	36	115	32
滋賀県		113,071	36,886	149,957	39	116	21
京都府	1,206	7,368	127	8,701	2	82.5	44.5
大阪府		16,498	2584	19082	10	300	82
兵庫県	19,458	25,200	121,357	166,015	20	188	39
奈良県	31,313	28,522	3,493	63,328	17	58	17
和歌山県	11,985	16,746	12,322	41,053	9	65	21
鳥取県	17,000	10,016	22,045	49,061	14	44.5	7
島根県	13,036	10,869	16,590	40,495	6	45.5	15
岡山県	11,496	15,024	54,142	80,662	12	109	48
広島県	10,681	20,102	6,441	37,224	4	107	52
山口県	5,910	20,839	15,918	42,667	7	119	58
徳島県	1,538	21,916	14,808	38,262	9	81.5	21
香川県	18,171		2,363	20,534	11	70	18
愛媛県	14,384	7,820	19,184	41,388	7	73.5	17
高知県	5,942	8,133	33,330	47,405	7	47	10
福岡県	46	22,252	65,809	88,107	18	156	37
佐賀県		3,924	23,083	27,007	11	79.5	7.5
長崎県	37,504	12,308	24,283	74,095	18	59.5	37
熊本県	68,350	16,597	70,697	155,644	23	130.5	60
大分県	21,243	89,305	64,299	174,847	30	67	41
宮崎県	12,871	31,968	46,945	91,784	14	41.5	16.5
鹿児島県	45,660	8,900	27,563	82,123	9	89	26
沖縄県	12,506	13,447	9,698	35,651	16	66.5	15
	環境省自然環境局国立公園課「国立公園調べ」					環境省総合環境政策局環境計画課「地方公共団体の環境保全対策調査 平成13年度調査 (平成14年3月31日調査)」	

4 環境保全に係る市町の取組み

4 - 1 環境マネジメントシステムに取り組む企業の支援

近年の環境意識の高まりから環境マネジメントシステムを利用した環境配慮に取り組む企業が増えました。これに伴い、県内の市町でもこのような活動を多くの事業者へ普及させるため、積極的に環境に配慮している企業を支援する動きが出てきました。

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の取得費用の一部を補助することにより中小企業の取得を促進する制度を行っている高松市、環境に配慮した事業所を独自に登録する制度を行っている丸亀市の取組みを取りまとめました。

(1) 中小企業ISO14001認証取得支援助成金精 度 (高松市)

目的

事業活動に伴う環境負荷の低減を進め、環境に配慮した行政を推進し、また、中小企業の体質強化を図り、高松市の産業の振興に役立てることを目的としています。

概要

平成14年4月1日から平成19年3月31日までにISO14001の認証を取得する中小企業者に対して、ISO14001の認証取得に要する経費のうち、100万円を限度に審査登録機関に支払う経費（文書審査料、予備審査料、本審査料等の1/2の額（1,000円未

満切捨て）を補助しています。

実績

平成14年度に9件、総額4,717千円の助成をしました。

(2) 丸亀市環境にやさしい事業所登録制度

目的

すべての事業所が環境に配慮した事業活動に取り組むことを目指し、「丸亀市環境にやさしい事業所」登録制度を設けています。すべての事業所が環境保全に取り組むことで、よりよい環境を創り出すことを目的としています。

概要

丸亀市内の事業所が、自らの事業活動に伴って生じる環境負荷の低減、清掃活動や緑化活動などの取組み目標を自主的に定め、これを丸亀市に登録して実践します。事業者は、その取組みの方法により「エコ・ハートまるがめ」又は「エコ・リーダーまるがめ」のどちらかに登録します。登録した事業所には丸亀市から登録証とステッカーが渡されます。また、丸亀市は、毎年、登録事業所の取組み状況の調査を行います。これによって、継続的な改善が行われます。

エコ・ハートまるがめ	取組み目標を3つ以上定め、身近なことから環境保全に取り組む
エコ・リーダーまるがめ	数値による目標を3つ以上定め、事業活動が環境に与える影響などの把握を行ったうえで、率先して環境負荷の低減に努める

実績

平成15年3月31日までに登録した事業所は、「エコ・ハートまるがめ」に50事業所、「エコ・リーダーまるがめ」に11事業所が登録しました。

環境にやさしい事業所

シンボルマーク



4 - 2 地球環境保全の取組み

平成10年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温暖化対策法という。）が公布され、地球温暖化に関する国、地方公共団体、事業者、

国民の責務が明らかにされました。

温暖化対策法によれば、都道府県と市町村は温室効果ガスの削減の排出抑制のための施策の推進を行うだけでなく、自らの事業において温室効果ガスの削減するため、次のことを行わなければなりません。

国が定めた地球温暖化対策に関する基本方針に即して、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）を策定する。

実行計画を策定または変更した場合は、これを公表する。

実行計画に基づく措置の状況を公表する。

これに基づき、平成15年4月1日時点で県内9市町が策定しています。

県内における温室効果ガス削減計画

策定市町	策定年月	(A) 策定年度の温室効果ガスの排出量 t-CO ₂ (t)	(B) 目標年度の温室効果ガスの排出量 t-CO ₂ (t)	(A) / (B) × 100	基準年度	目標年度
高松市	H12.3	116,326	104,693	90	H11	H16
丸亀市	H15.1	11,883	11,645	98	H13	H18
坂出市	H13.12	5,922	5,685	96	H13	H18
綾歌町	H14.4	887.87	843.48	95	H12	H18
飯山町	H11.10	991	961	97	H10	H17
琴南町	H15.3	401.870	390.301	97	H13	H19
満濃町	H15.4	1,439	1,410	98	H13	H20
琴平町	H15.3	670.4	653.3	97	H13	H19
仲南町	H15.3	505	492	97	H13	H19
香川県	H13.3	50,049	48,047	96	H12	H17

(注) 市町により計画の対象範囲などが違う場合がある。

4 - 3 環境保全に係る市町の状況

(1)

市町名	生 活 環 境							
	大気汚染防止法 ばい煙発生施設	騒音規制法 届出施設数	振動規制法 届出施設数	大気汚染常時 監視測定局設置数	公共水域の水 質調査地点数	汚水処理施設 整備率 (%)	下水道普及率 (%)	水道普及率 (%)
高松市	373	3,561	1,455	8	9	69.7	51	98.8
丸亀市	128	1,678	819	3	3	59.3	47	99.8
坂出市	172	1,537	860	7	4	23.8	11	99.8
善通寺市	31	210	118	1	4	56.4	38	98.7
観音寺市	81	631	278	1	5	35.0	22	99.3
さぬき市	86	79	-	-	6	62.0	28	99.3
東かがわ市	64	4	-	-	7	28.3	0	98.3
内海町	62	-	-	-	2	14.2	0	99.9
土庄町	32	-	-	-	2	15.4	0	99.3
池田町	3	-	-	-	1	20.5	0	95.8
三木町	23	-	-	-	2	26.8	0	98.0
牟礼町	16	71	-	-	1	89.1	87	97.2
庵治町	5	-	-	-	0	43.5	29	97.2
塩江町	17	-	-	-	1	27.1	0	78.7
香川町	18	82	-	-	1	36.5	17	99.9
香南町	11	-	-	-	0	52.6	22	98.2
直島町	39	384	-	1	0	81.0	67	99.0
綾上町	27	-	-	-	1	41.6	17	92.9
綾南町	19	-	-	-	1	29.2	10	99.6
国分寺町	4	424	-	-	1	52.6	7	99.2
綾歌町	12	-	-	-	0	35.8	8	94.9
飯山町	10	78	-	-	2	45.7	20	100.0
宇多津町	32	116	-	-	2	85.8	71	99.9
琴南町	6	-	-	-	0	23.1	0	80.8
満濃町	16	-	-	-	3	26.9	11	95.8
琴平町	36	-	-	-	1	42.4	28	99.8
多度津町	31	281	-	-	2	46.7	41	99.8
仲南町	11	-	-	-	0	50.5	10	98.0
高瀬町	21	126	-	-	4	43.0	0	97.6
山本町	19	-	-	-	1	16.8	0	98.4
三野町	23	69	-	-	1	26.1	0	99.3
大野原町	69	132	-	-	1	16.5	0	97.0
豊中町	21	103	-	-	2	15.4	0	97.6
詫間町	93	389	-	-	1	24.6	0	99.5
仁尾町	5	65	-	-	0	20.8	0	97.7
豊浜町	30	9	-	-	0	25.0	0	98.5
財田町	18	-	-	-	2	25.8	0	96.4

1 平成15年4月1日現在の状況

2 東かがわ市の数値には、合併前の引田町、白鳥町、大内町の数値をもとに算出しています

環境保全に係る市町の状況

(2)

市町名	生活環境		自然環境			廃棄物		
	公害苦情受数	公害防止資金融資制度の設置状況	県自然記念物	香川の保存木の指定数	緑の少年団の結成数	ごみ一人一日排出量(g)	ごみリサイクル率(%)	環境美化推進員等の人数
高松市	83		5	7	4	1,245.2	18.9%	93
丸亀市	154		1	3	2	1,166.8	13.4%	106
坂出市	8		1	5	6	1,160.6	14.8%	-
善通寺市	64	×	3	2	1	879.9	23.3%	143
観音寺市	56		0	4	1	1,077.8	14.3%	144
さぬき市	0	×	2	14	6	863.1	25.3%	-
東かがわ市	0	×	5	10	9	922.1	25.9%	
内海町	9	×	1	4	1	1,406.3	10.4%	-
土庄町	1	×	3	3	1	1,412.1	10.4%	-
池田町	0	×	2	4	0	1,073.7	12.0%	-
三木町	42	×	4	7	6	836.6	30.2%	-
牟礼町	1	×	0	4	2	842.3	29.3%	-
庵治町	8	×	0	3	0	941.6	25.3%	-
塩江町	0	×	3	5	3	801.7	14.1%	-
香川町	70	×	0	1	0	922.5	25.9%	-
香南町	0	×	1	2	1	619.2	19.9%	2
直島町	4	×	0	0	0	1,643.2	8.7%	-
綾上町	0	×	3	4	0	323.8	14.1%	128
綾南町	0	×	0	1	0	512.4	11.2%	-
国分寺町	0	×	0	1	2	967.3	18.4%	-
綾歌町	10	×	0	0	0	534.5	31.6%	-
飯山町	15	×	0	0	0	752.1	22.1%	-
宇多津町	2		1	0	0	1,555.5	12.6%	1
琴南町	0	×	3	10	1	358.4	29.8%	-
満濃町	4	×	3	2	4	499.5	26.6%	94
琴平町	1	×	0	4	1	1,328.1	10.4%	-
多度津町	2	×	1	0	0	828.3	25.3%	138
仲南町	0	×	5	5	3	390.2	29.0%	30
高瀬町	1	×	2	4	0	720.2	14.6%	32
山本町	0	×	1	3	1	1,145.1	11.7%	-
三野町	0	×	1	2	0	384.0	33.0%	-
大野原町	0	×	3	4	1	667.5	23.2%	62
豊中町	0	×	0	2	0	456.3	30.1%	-
詫間町	16	×	0	6	1	806.4	15.9%	-
仁尾町	2	×	0	2	0	776.1	19.3%	-
豊浜町	4	×	0	5	1	1,097.2	15.0%	47
財田町	0	×	3	7	3	385.0	35.2%	32

1 平成15年4月1日現在の状況

2 東かがわ市の数値には、合併前の引田町、白鳥町、大内町の数値をもとに算出しています

環境保全に係る市町の状況

(3)

市町名	共 通 ・ そ の 他									
	条 例 制 定 状 況					計 画 策 定 状 況			審 議 会 設 置 状 況	
	環 境 基 本	公 害 防 止	自 然 保 護	緑 化	環 境 美 化	環 境 基 本	地 球 温 暖 化 対 策 に 関 す る 実 行 計 画	グ レ ー ン 入 入	公 害 対 策	環 境
高松市	H8.3	S47.4	×	S57.3	H9.3	H11.2	H12.3	H14.2	×	H7.9
丸亀市	H8.3	S47.4	×	H8.3	H11.9	H11.4	H15.1	H15.1	×	H7.4
坂出市	H15.4	S47.4	×	S60.12	H14.3	×	H13.12	×	×	H8.6
善通寺市	H9.4	S47.10	×	×	H10.4	H14.3	H12.3	H13.4	×	H7.4
観音寺市	H8	S47	×	×	H10	×	×	×	×	H6.8
さぬき市	×	×	×	×	H14.4	×	×	×	×	×
東かがわ市	×	H15.4	×	×	H15.4	×	×	×	×	H15.4
内海町	×	×	S49.10	×	×	×	×	×	×	S49.10
土庄町	×	×	S48.4	×	×	×	×	×	×	×
池田町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
三木町	×	×	×	×	H13.4	×	×	×	×	×
牟礼町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
庵治町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
塩江町	H11.4	×	S48.3	×	×	×	×	×	×	H11.4
香川町	H10.6	×	×	×	×	×	×	×	×	H6.7
香南町	H7.4	×	×	×	H13.4	×	×	×	×	H7.4
直島町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
綾上町	H9.4	×	S47.3	×	H14.4	H13.4	×	×	×	H9.4
綾南町	×	×	×	×	H10.4	×	×	×	×	×
国分寺町	×	×	×	×	H10.6	×	×	×	×	×
綾歌町	×	×	×	×	×	×	H14.4	×	×	×
飯山町	×	×	×	×	×	×	H11.10	×	×	×
宇多津町	×	S49.12	×	×	H8.12	×	×	×	S49.12	×
琴南町	×	×	S46.3	×	H11.9	×	×	×	×	×
満濃町	H15.3	S47.9	×	×	H11.12	×	H15.4	×	S47.9	×
琴平町	×	×	×	×	H10.1	×	H15.4	×	×	×
多度津町	H13.4	S48.6	H15.3	×	H13.4	×	×	H14.5	×	H13.4
仲南町	×	×	×	×	H12.4	×	H15.3	×	×	×
高瀬町	×	×	×	×	H12.4	×	×	×	×	H6.6
山本町	H9.4	×	×	×	×	×	×	×	×	H9.6
三野町	H9.4	S48.10	×	×	H6.7	×	×	×	×	H6.8
大野原町	×	×	×	×	H9.12	×	×	×	×	×
豊中町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
詫間町	H13.4	S50.3	×	×	×	H15.3	×	×	×	H6.8
仁尾町	×	S50.12	×	×	×	×	×	×	×	H6.8
豊浜町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
財田町	H10.6	×	×	×	×	H12.5	×	×	×	H10

1 平成15年4月1日現在の状況

2 条例は公布年月、計画は策定年月、審議会は設置年月を記載している。

5 香川県における環境行政のあゆみ

【生活環境】

年 月 日	事 項
32. 6. 15	(水道法公布、32. 12. 14施行)
33. 12. 25	(水質保全法公布、34. 3. 1施行)
36. 6. 2	(ばい煙規制法施行)
37. 5. 1	観音寺、財田川汚染事件発生(製紙排水によるもの)
40. 2. 1	水質保全法の規定に基づく財田川水域の指定
41. 10. 1	香川県公害対策協議会設置
42. 4. 1	大気汚染、水質汚濁実態調査の開始(大気42. 7. 10着手)(水質42. 5. 15着手)
42. 8. 3	(公害対策基本法公布)
42. 11. 15	番の州立地企業との間に公害防止覚書の交換(四国電力・三菱化成)
43. 12. 1	(大気汚染防止法、騒音規制法施行)
44. 3. 31	騒音規制法の規定に基づく高松市規制地域の指定
44. 6. 10	番の州立地企業との間に公害防止覚書の交換(アジア共石・吉田工業)
44. 8. 1	香川県公害対策審議会設置
44. 12. 6	大気汚染自動測定装置の設置
45. 9. 1	公害対策基本法の規定に基づく高松市内水域、財田川水域の環境基準水域類型の指定
45. 10. 1	公害対策本部設置、国、県、市による公害に係る緊急総点検実施
45. 10. 13	公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例制定
45. 12. 25	(公害関係14法律の公布)
46. 3. 20	香川県公害防止条例制定
46. 4. 1	公害防止施設整備資金融資制度の制定
46. 4. 1	公害技術学生修学資金交付制度の制定
46. 6. 17	大気汚染防止法の規定に基づく坂出、丸亀地区のいおう酸化物排出基準の地域の区分(k値14.0)の指定
46. 7. 1	公害紛争処理法の規定に基づく公害苦情相談員を設置
46. 7. 14	第1回瀬戸内海環境保全知事、市長会議開催
46. 12. 16	坂出、丸亀地区河川の水質汚濁に係る環境基準水域類型の指定
47. 4. 1	高松市内水域に係る上乗せ排水基準の設定
47. 4. 1	移動測定車「青い空」による監視測定の開始
47. 5. 10	騒音規制法の規定に基づく高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺市の一部(都市計画法に基づく市街化区域のうち用途指定地域またはこれに準ずる地域)の規制地域の指定
47. 12. 1	騒音規制法の規定に基づく高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺市の一部(47. 5. 10指定している規制地域並びに島しょ部を除いた以外の地域)の規制地域の指定
48. 4. 1	中讃水域に係る上乗せ排水基準の設定
48. 4. 1	大気汚染監視テレメーター装置の設置(いおう酸化物、浮遊粉じん、風向、風速)
48. 5. 10	大気汚染緊急時対策要綱およびこれに基づくいおう酸化物緊急時対策実施要領の制定
48. 6. 30	悪臭防止法の規定に基づく高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺市の一部(都市計画法に基づく市街化区域のうち用途指定地域またはこれに準ずる地域)の規制地域の指定
48. 9. 1	大気汚染緊急時対策実施要綱に基づく浮遊粒子状物質、二酸化窒素、オキシダント(光化学スモッグ)緊急時対策実施要領の制定
49. 3. 30	番の州企業の煙源テレメーター化
49. 4. 10	鴨部川、牟礼川、新川、春日川、相引川、高瀬川の水質汚濁に係る環境基準水域類型の指定

49. 12. 13	東讃海域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定
49. 12. 13	直島町、国分寺町、飯山町、宇多津町、多度津町、高瀬町、三野町、大野原町、豊中町、詫間町、仁尾町、豊浜町の騒音規制地域の指定
50. 12. 26	三菱金属(株)直島精錬所との環境保全協定締結
51. 1. 19	香川県流域下水道総合計画策定委員会設置
51. 2. 17	香川地域公害防止計画承認（内閣総理大臣）
51. 4. 5	伝法川、安田大川の水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定
51. 5. 6	水質調査指導船「ことぶき」竣工
51. 5. 10	大気汚染監視テレメーター装置竣工（中央監視局移設、高松地域テレメーター化）
51. 6. 1	三菱軽金属(株)移管に関する協定締結
51. 12. 1	振動規制法施行
52. 2. 18	岡山・香川公害対策連絡協議会開催
52. 3. 31	直島地域大気汚染監視テレメーター装置竣工
53. 5. 1	瀬戸内海環境保全基本計画の策定（国）
53. 9. 11	騒音規制法の規定に基づく高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、直島町、国分寺町、飯山町、宇多津町、多度津町、高瀬町、三野町、大野原町、豊中町、詫間町、仁尾町及び豊浜町の「自動車騒音の限度を定める命令」の規定による区域及び時間の指定
53. 9. 11	振動規制法の規定に基づく高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市及び観音寺市の規制地域の指定
53. 12. 1	観音寺市役所観測局設置
54. 6. 22	水質総量規制における「総量削減基本方針」の策定（国）
55. 3. 29	化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定（第1次）
55. 4. 30	燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定（第 期）
55. 5. 20	化学的酸素要求量に係る総量規制基準の設定
56. 3. 9	香川県洗剤対策推進要綱の制定
56. 3. 20	香川地域公害防止計画の策定
56. 7. 15	瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の策定
57. 12. 17	騒音に係る環境基準の地域の類型指定
60. 3. 21	湖沼水質保全特別措置法の施行
61. 3. 4	香川地域公害防止計画の策定
61. 4. 30	燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定（第 期）
62. 3. 18	交通騒音等防止連絡会設置
62. 4. 30	化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定（第2次）
62. 5. 28	牟礼町、多度津町について騒音の環境基準の地域類型指定
62. 5. 28	騒音規制法の規定に基づく牟礼町、多度津町の規制地域の指定及び「自動車騒音の限度を定める命令」の規定による区域及び時間の指定
62. 7. 1	化学的酸素要求量に係る総量規制基準の設定
63. 3. 31	檀石島に大気汚染常時測定局を設置し、岩黒島測定局とともにテレメータ化
63. 7. 1	環境放射能水準調査開始
元. 2. 23	高松市の一部、善通寺市について騒音の環境基準の地域類型指定
元. 12. 16	新高松空港開港に伴い、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（高松市、香川町、香南町、綾上町及び綾南町）
3. 3. 7	香川地域公害防止計画の策定
3. 3. 30	悪臭防止法に基づき、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市の規制地域の指定
3. 3. 30	化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定（第3次）
3. 4. 30	燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定（第 期）
3. 5. 28	化学的酸素要求量に係る総量規制基準の設定
4. 6. 24	さぬきの名水の認定（10か所）

4. 7. 7	高松地区生活排水対策重点地域を指定（高松市、三木町、牟礼町、塩江町、香川町、香南町及び国分寺町）
5. 10. 1	海域の窒素及び燐に係る排水規制の実施
6. 4. 1	国分寺町、飯山町について騒音の環境基準の地域類型指定
7. 6. 5	新大気汚染常時監視・環境情報システム運用開始式
7. 6. 29	高瀬川流域における水道原水水質保全事業実施促進計画を策定
7. 12. 1	香川町について騒音の環境基準の地域類型指定
7. 12. 1	騒音規制法の規定に基づく香川町の規制地域の指定及び「自動車騒音の限度を定める命令」の規定による区域及び時間の指定
7. 12. 1	悪臭防止法に基づき、トルエン等10物質に係る規制基準を設定
8. 2. 15	香川地域公害防止計画の策定
8. 6. 17	香川県全県域生活排水処理構想の策定
8. 7. 31	化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定（第4次）
8. 7. 31	化学的酸素要求量に係る総量規制基準の設定
8. 7. 31	窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定（第 期）
9. 2. 4	ベンゼン等3物質による大気汚染に係る環境基準を告示
9. 3. 13	地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定
9. 4. 28	国が備讃瀬戸、燧灘東部等の全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型の指定
9. 7. 11	東讃海域の全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型の指定
9. 9. 12	ダイオキシン類に係る大気環境指針を設定
10. 3. 16	香川県フロン回収・処理推進協議会を設置
11. 1. 19	瀬戸内海環境保全審議会が「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」答申
11. 2. 22	環境庁が公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目を追加
11. 2. 26	高松市等5市6町について騒音の環境基準の類型指定を改正
11. 2. 26	志度町、詫間町について騒音規制法に基づく規制地域の指定及び追加指定
11. 3. 31	香川県水環境保全計画の策定
11. 7. 13	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）公布
11. 7. 16	ダイオキシン類対策特別措置法公布
12. 12. 7	香川地域公害防止計画の策定
13. 3. 27	特定製品に関するフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）の公布
14. 6. 10	香川県全県域生活排水処理構想の策定（第2次）
14. 7. 19	化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量削減計画の策定（第5次）
14. 7. 19	化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量規制基準の策定
14. 9. 1	底質におけるダイオキシン類環境基準が設定
14. 9. 8	「さぬき瀬戸クリーンリレー」の開始

【自然環境】

年 月 日	事 項
38. 3. 22	狩猟法の改正（鳥獣保護及び狩猟に関する法律の成立）
38. 11. 1	香川県鳥獣審議会設置
39. 3. 9	第1次鳥獣保護事業計画を決定公表
42. 4. 22	第2次鳥獣保護事業計画決定公表（42. 4. 1～47. 3. 31）
46. 3. 20	香川県自然保護条例制定（施行46. 4. 1）
46. 4. 1	香川県緑化推進計画策定方針の制定
47. 4. 1	公共施設、公共用地の緑化事業着手

47. 5. 2	第3次鳥獣保護事業計画決定公表 (47. 4. 1 ~ 52. 3. 31)
47. 6. 27	(自然環境保全法制定施行48. 4. 12)
49. 1. 22	香川県自然保護総合計画策定調査実施 (49. 1. 22 ~ 49. 3. 20)
49. 4. 2	香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例制定
50. 3. 14	香川県自然環境保全等基本方針公表
50. 4. 11	馬宿川、湊川、与田川、番屋川、津田川、弁天川、一の谷川、柞田川の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定
50. 10. 15	香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例による公共施設の緑化基準策定
51. 3. 23	自然記念物指定 (15か所)
51. 12. 9	県緑地環境保全地域指定 (七宝山、大高見峰、小松尾山)
52. 3. 31	第4次鳥獣保護事業計画決定公表 (52. 4. 1 ~ 57. 3. 31)
54. 7. 5	県自然環境保全地域指定 (弥谷山、藤尾山、水主、女体山)
55. 7. 31	香川県自然海浜保全条例制定
55. 9. 2	内海湾臨海部緑化推進地域の指定
56. 12. 24	庵治港臨海部緑化推進地域の指定
57. 3. 30	第5次鳥獣保護事業計画策定公表 (57. 4. 1 ~ 62. 3. 31)
58. 3. 25	櫃石漁港埋立地緑化推進地域の指定
	自然記念物の指定 (3か所)
58. 3. 29	県緑地環境保全地域の指定 (大水上)
59. 10. 1	四国地方建設局が、国営讃岐丘陵公園出張所を開設
59. 10. 9	室生理立地緑化推進地域の指定
60. 7. 24	第27回自然公園大会を本県で開催 (五色台)
60. 9. 20	大串半島緑化推進地域の指定及び緑化計画の決定
62. 3. 31	第6次鳥獣保護事業計画策定公表 (62. 4. 1 ~ 6. 3. 31)
62. 5. 15	県緑地環境保全地域の指定 (間川)
63. 3. 11	詫間港松下地区緑化推進地域の指定及び緑化計画の決定
元. 3. 7	高瀬町緑ヶ丘地区緑化推進地域の指定及び緑化計画の決定
元. 4. 1	全国植樹祭記念香川県緑化推進基金を設置
2. 2. 20	緑化推進地域の指定及び緑化計画の決定 (三木町山大寺)
2. 3. 31	香川県自然環境保全計画を策定
2. 10. 9	緑化推進地域の指定及び緑化計画の決定 (財田町財田)
2. 12. 21	香川県立自然公園条例の制定 (3. 4. 1 施行)
4. 3. 21	緑化推進地域の指定 (土庄町高見山)
4. 3. 31	第7次鳥獣保護事業計画策定公表 (4. 4. 1 ~ 9. 3. 31)
4. 9. 14	大滝大川県立自然公園の指定
4. 11. 10	緑化推進地域の指定 (国分寺町橘ノ丘)
5. 11. 2	緑化推進地域の指定 (大内町水主地区)
7. 3. 31	緑化推進地域の指定 (豊浜町高須賀地区、引田町辻田地区)
7. 11. 27 ~ 11. 28	第8回巨木を語ろう全国フォーラムを開催 (琴平町)
8. 7. 28	大滝大川県立自然公園センターが完成
9. 3. 17	第8次鳥獣保護事業計画策定
11. 2. 2	環境庁長官が瀬戸内海国立公園 (香川県地域) の公園区域及び公園計画の変更を告示
11. 5. 16	第53回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を香川県満濃池森林公園において開催 (共催: 環境庁、(財) 日本野鳥類保護連盟、香川県)
13. 3. 31	香川県緑化推進基本計画 (みどりの創造プラン) の策定
14. 3. 27	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の制定
14. 4. 1	香川県公共施設緑化基準の制定

15. 3. 24	香川県立自然公園条例の一部改正 (15. 7. 1 施行)
-----------	-------------------------------

【廃棄物】

年 月 日	事 項
46. 9. 24	(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行)
47. 10. 1	産業廃棄物の実態調査 ((財) 日本環境衛生センター委託)
48. 1. 27	和歌山県潮岬沖へのし尿の海洋投棄について和歌山県知事と香川県知事との覚書締結
50. 3. 24	香川県産業廃棄物処理計画策定
50. 4. 1	香川県産業廃棄物処理施設周辺環境整備事業補助金交付要綱の策定
50. 5. 15	香川県産業廃棄物対策協会設立
52. 12. 5	産業廃棄物対策専門委員会で、処理対策の基本施策について中間報告
54. 3. 31	香川県産業廃棄物処理計画の策定 (改定)
58. 2. 1	廃棄物交換制度の実施
58. 5. 18	(浄化槽法の公布、60. 10. 1 施行)
58. 7. 1	広域的廃棄物交換制度に参画
60. 7. 19	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例制定
61. 2. 21	香川県産業廃棄物処理計画の策定 (第3次)
2. 3. 23	香川県産業廃棄物最終処分場確保検討委員会が「香川県産業廃棄物最終処分場確保基本構想」を策定
2. 9. 27	クリーン香川推進会議を設立
2. 11. 16	兵庫県警察本部が豊島における産業廃棄物不法投棄事件を強制捜査
2. 12. 6	豊島問題対策連絡会議を設置
3. 3. 22	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の制定 (3. 6. 10 施行)
3. 3. 31	香川県産業廃棄物処理計画の策定 (第4次)
3. 3. 31	香川県産業廃棄物処理等指導要綱の策定 (第3次)
3. 5. 2	(社) 香川県産業廃棄物協会を設立
3. 10. 25	香川県ごみ減量化促進対策事業補助金交付要綱の制定 (3. 4. 1 適用)
4. 12. 24	豊島の立入検査実施
5. 1. 22	香川県産業廃棄物減量化・再生利用推進協議会の設置
5. 3. 25	香川県環境美化の推進に関する条例の制定 (5. 4. 1 施行)
6. 4. 28	香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置
7. 3. 30	香川県一般廃棄物減量推進計画を策定
8. 3. 4	香川県産業廃棄物処理計画の策定 (第5次)
9. 7. 18	公害調停継続中の豊島問題について申請人との間で中間合意が成立
9. 7. 28	香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会を設置
10. 8. 10	香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会から、「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書提出
10. 8. 18	第2次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会において、調査検討を開始
10. 8. 27	香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会から、「中間処理施設の整備に関する事項」報告書提出
10. 10. 28	財田町内及び大野原町内の産業廃棄物不法投棄事案について、行為者に対し措置命令を発令
11. 3. 31	香川県ごみ処理広域化計画の策定
11. 5. 6	第2次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会から「第2次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会最終報告書」提出
11. 9. 29	第3次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会を設置
11. 11. 18	第3次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会から「第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会最終報告書」提出

12. 2. 19	第3次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会から「第3次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会最終報告書（追加検討分）」提出
12. 6. 6	公調委平成5年（調）第4号・第5号豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停成立
12. 6. 6	直島町における風評被害対策条例制定
12. 6. 26	豊島廃棄物等技術委員会を設置
12. 9. 27	豊島において暫定的な環境保全措置工事に着手
12. 12. 18	中間処理施設建設工事豊島廃棄物対策事業の請負契約を締結
13. 12. 21	香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例の制定
14. 1. 28	香川県海上散乱ごみ処理対策等推進会議の設立
14. 2. 8	香川県リサイクル製品認定制度創設
14. 3. 28	エコアイランドなおしまプランが国からエコタウンプランの承認を受ける
14. 5. 14	廃棄物処理計画の策定
14. 5. 14	エコアイランドなおしま推進委員会の設置

【地球環境など全般】

年 月 日	事 項
49. 8. 1	香川県水道用水供給事業供給開始
50. 4. 1	環境保健部に環境総務課、公害課及び自然保護課を設置
52. 7. 20	瀬戸大橋に係る環境評価の実施
55. 3. 15	財団法人本州四国連絡橋自然環境保全基金設立
58. 9. 16	香川県環境影響評価実施要綱の制定
63. 3. 31	香川県アメニティ・マスタープランを策定
63. 7. 20	第18回瀬戸内海環境保全知事・市町長会議開催（高松市）
2. 3. 29	香川県環境保全基金を設置
2. 9. 17	香川県地球環境問題連絡会議を設置
3. 1. 16	環境保健部に廃棄物対策室を設置
5. 3. 22	香川環境プランを策定公表
6. 3. 14	厚生大臣が財団法人香川県環境保全公社を廃棄物処理センターとして指定
6. 7. 20	香川県環境審議会条例の制定（6. 8. 1 施行）
6. 8. 1	香川県環境審議会の設置
7. 3. 22	香川県環境基本条例の制定（7. 4. 1 施行）
8. 11. 25	香川県地球環境保全行動指針（アジェンタ21かがわ）の策定
9. 3. 26	国土利用計画（香川県計画）の変更（第3次）決定
9. 5. 7	香川県環境基本計画の策定
10. 3. 17	香川県環境保全率先実行計画（かがわエコオフィス計画）の策定
10. 11. 7	瀬戸内海環境保全大臣・知事円卓会議を丸亀市内で開催
11. 3. 19	香川県環境影響評価条例の制定
11. 9. 29	「香川県フロン回収・処理基本方針」及び「香川県フロン回収・処理方針」の策定
11. 12. 22	香川県事務処理の特例に関する条例の制定（12. 4. 1 施行）
12. 6. 1	香川県環境教育・環境学習基本方針の策定
12. 6. 1	環境配慮指針の策定
12. 11. 21	エコライフかがわ推進会議の設立
12. 12. 25	「残したい香川の水環境50選」認定
13. 5. 10	クリーン香川推進会議がエコライフかがわ推進会議に統合し、解散
14. 3. 13	本庁舎においてISO14001の認証取得

6 環境用語の解説

【あ】	I S O (国際標準化機構) アイドリング・ストップ運動 赤潮 悪臭物質 アジェンダ21 アスベスト(石綿) アメニティ 暗騒音	【そ】	総水銀 総量規制
【い】	硫黄酸化物(SO _x) 閾値(いきち) 一時汚染物質	【た】	ダイオキシン類 大腸菌群数 太陽光発電 他自然型護岸 W E C P N L 炭化水素(H C)
【う】	上乘せ基準	【ち】	地域熱供給システム 地球サミット 地球温暖化 窒素酸化物(NO _x) 中間処理 鳥獣保護区
【え】	N G O N P O	【て】	低公害車 低周波空気振動 デシベル(d B) テトラクロロエチレン デホジット制度 テレメータシステム
【お】	オゾン層の破壊 汚濁負荷量 汚泥(スラッジ) 温室効果ガス	【と】	伝導率法 特定施設 特別管理廃棄物 土壤汚染 トリエタノールアミン法 トリクロロエチレン
【か】	化学的酸素要求量(C O D) 活性汚泥法 合併処理浄化槽 環境影響評価(環境アセスメント) 環境家計簿 環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質) 環境マネジメント(環境管理)・環境 マネジメントシステム・環境監査 環境基準 環境容量	【な】	鉛(P b)
【き】	嗅覚測定法 逆転層 98%値 休猫区 京都議定書	【に】	二酸化鉛法(P b O ₂ 法) 二次的汚染
【く】	グリーン購入 クロム(C r ³⁺ 、C r ⁶⁺)	【の】	n - ヘキサン抽出物質 N m ³ (ノーマル立法米)
【け】	K値規制 嫌気性処理 健康項目 原単位	【は】	ばい煙 ばいじん 廃棄物
【こ】	光化学オキシダント 光化学スモッグ 公害 公害防止協定 公害防止計画 公共用水域 降下ばいじん コージェネレーション 合成洗剤 こどもエコクラブ	【ひ】	ビオトープ P C B (ポリ塩化ビフェニル) p H p p m (Parts Per Million) P P P (Polluter Pays Principle) P R T R 砒素(A s)
【さ】	最終処分 三次処理 酸性雨、酸性霧	【ふ】	富栄養化 複合汚染 浮遊物質(S S) 浮遊粒子状物質(S P M) フロン
【し】	シアン(C N) 自浄作用(self purification) 自然エネルギー 重金属 循環型社会 植生自然度 食物連鎖(生物濃縮) 新エネルギー 新交通管理システム(U T M S) 親水護岸	【へ】	閉鎖性海域
【す】	水域類型	【ほ】	保安林
【せ】	生活環境項目 生物化学的酸素要求量(B O D) 生物多様性 絶滅危惧種	【ま】	マニフェストシステム(産業廃棄物管理票制度)
		【み】	未利用エネルギー
		【ゆ】	有害鳥獣 有機スズ化合物 有機燐(O - P)
		【よ】	溶存酸素(D O) 横出し規制
		【る】	類型あてはめ(類型指定)
		【れ】	レッドデータブック

【あ】 ISO (国際標準化機構)

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) は、電気・電子分野以外のすべての産業分野の国際規格を定め、その普及促進を図ることを目的として、1974年(昭和29)年に設立された代表的な国際標準機関。本部はスイス、ジュネーブにある。(環境マネジメント(環境管理)・環境マネジメントシステム・環境監査) アイドリング・ストップ運動

アイドリングとは自動車の変速機のチェンジレバーをニュートラルの位置にして、エンジンを無負荷で低速回転させている状態のことをいい、アイドリング・ストップ運動とは、必要以上の暖機運転、運転者が車から離れている間、荷物の積み卸しの間等、不要と考えられる場合において、アイドリングを止め、エンジンを停止することの迎行を推進する運動をいう。

赤 潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色になる現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、降雨後強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、^{リン}リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に作用して発生すると考えられている。魚介類のへい死の原因として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のエラを傷つけることにより窒息する。(2)赤潮プランクトンが死滅して海水中のDOが欠乏する。(3)赤潮プランクトンにより有毒物が生産排出される。(4)細菌が増殖する。などの説がある。

悪臭物質

特有のにおいをもっている化合物は40万にも達するといわれるが、悪臭を発生する物質を化学的にみると窒素や硫黄を含む化

合物が主で、そのほかに低級脂肪酸、アルデヒド類などがあげられる。

悪臭防止法では、悪臭の代表的な成分であるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素などの22物質を「悪臭物質」として、規制を行っている。

アジェンダ21

平成4年にブラジルのリオで行われた地球サミットで採択された21世紀に向けての具体的な行動計画をいう。

大気保全、森林、砂漠化、生物多様性、海洋保護、廃棄物などの、具体的な問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金、技術移転、国際機構、国際法のあり方など、広範多岐な分野にわたり規定しており、全体で40章からなる。

(地球サミット)

アスベスト(石綿)

天然に産出する鉱物のうちで高い抗張力と柔軟性を持つ絹糸状光沢の特異な繊維状集合をなすものの総称である。この形状をなす鉱物としては、蛇紋石に属する「クリソタイル」、角閃石に属する「クロシドライト」、「アモサイト」等がある。

アスベストは、安価なうえに、高温に耐え、化学薬品にも強く、断熱性、防音性等にも優れており、建築材料等の工業原材料として、古くから、幅広く使用されている。アスベストを多量に吸入することにより、アスベスト肺などの健康障害をおこすほか、発がん性のあることが知られている。

アメニティ

アメニティ(Amenity)とは、「心地よい環境」、「快適な環境」あるいは「魅力的な環境」と訳される。私たちの生活に潤いや安らぎをもたらす快適な環境を積極的に創出していくため、昭和62年度に策定した「香川県アメニティ・マスタープラン」で

は、「生活環境を構成する自然や施設、歴史、文化、伝統などが人々の生活の中で調和した環境」と定義している。

暗騒音

ある場所において特定の音を対象とする場合に、対象の音がないときのその場所における騒音を対象の音に対して暗騒音という。

例えば、街頭騒音は電車の音、自動車の音、街頭放送など多くの音と一緒に存在するが、このなかの自動車の音を測定の対象とする場合、それ以外はすべて暗騒音となる。したがって、対象の音より暗騒音の方が大きい場合もある。

【い】 硫黄酸化物 (SO_x)

石油、石炭等を燃焼したときに含有されている硫黄 (S) が参加されて発生するものをいう。主として二酸化硫黄 (SO₂ = 亜硫酸ガス)、三酸化硫黄 (SO₃ = 無水硫酸) があり、大気汚染物質として早くから問題になっている。

いずれも刺激性が強く、大気濃度 1 ~ 10 ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、臭いを感じ、眼の粘膜を刺激し、流涙をきたすようになる。

閾値 (いきち)

人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のこと、閾濃度、限界濃度ともいう。例えば、臭気を何倍かに希釈していくと、臭いを感知する最小の濃度に達する。この時の濃度を嗅覚閾値という。

一次汚染物質

工場からのばい煙、ガス、自動車の排ガス、粉じん等、人間活動から直接的に発生する汚染物質をいう。

【う】 上乘せ基準

ばい煙又は排水の規制に関して、国が定める全国一律の排出基準又は排水基準では、特定地域の人の健康を保護し又は生活環境を保全することができないと認められるとき、その基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

【え】 NGO

NGOはNon-Governmental Organizationの略で、日本語では「非政府組織」と訳される。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、NPOの中でも、人権、地球環境、国際平和などの分野で国境を越えて取り組んでいる団体で、非政府性を強調した組織体を指すことが多い。

NPO

NPOはNon-Profit Organizationの略で、日本語では「民間非営利組織」と訳されている。公益的視点から継続的、発展的に組織としての活動を行なう非営利的民間団体を指すことが多い。

【お】 オゾン層の破壊

地上から10~35km上空付近の成層圏では、オゾン濃度が高く、太陽からの有害な紫外線を遮断する役割を果たすオゾン層と呼ばれる領域があるが、このオゾン層がフロンなどのオゾン層破壊物質により破壊されている。その結果、地上に到達する有害な紫外線の量が増加し、白内障や皮膚ガンの増加等の人の健康への影響のほか、生態系への影響が懸念されている。

(フロン)

汚濁負荷量

水を汚濁させる物質の総量をいい、主としてBOD、COD、SS等に用いられる

汚濁負荷量 = 水質（濃度）× 水量 / 日で計算される。水質汚濁は水質と水量に密接な関係があり、汚濁防止のためにはどれだけの汚濁物質が入っているかという汚濁負荷量を正確に把握する必要がある。

例えば、BOD 1,000mg / ℓ の排水を 1,000m³ / 日排水する場合、BOD の汚濁負荷量は、1,000mg / ℓ × 1,000m³ / 日 = 1,000kg / 日である。

汚泥（スラッジ）

工場排水などの処理後に残る水分を多量に含んだ泥状の物及び各種製造業の製造工程において生じる泥状のものをいう。有機物を含む有機性のもの及び無機性のものすべてを含む。

温室効果ガス

地球の温度は太陽からの日射の熱と、地球が宇宙に放出する熱とのバランスにより定まっている。しかし、大気中には地球が放出する熱を封じ込める性質を持ったガス（温室効果ガスと呼ぶ）があり、このガスの濃度が増えると大気や地表にとどまる熱が増え、地球が暖まる。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。（地球温暖化）

平成9年12月の「地球温暖化防止京都会議」において採択された「京都議定書」においては、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF₆の6種類が削減目標の対象とされている。

【か】 化学的酸素要求量（COD）

Chemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化した際に消費される酸素量を mg / ℓ（ppm）の単位で表したものをいう。この数値が大きいほど汚濁が著しいことを示す。

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の成育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、CODはBODに比べて短時間に測定できることや有害物質などによる影響を受けないなどの利点がある。

合併処理浄化槽

し尿を台所や風呂から出る雑排水と併せて、微生物の働きなどを利用して処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と比べると、河川などの水質に与える影響を大きく減らすことができる。

環境影響評価（環境アセスメント）

従来の環境保全対策が対症療法的なアプローチにより行われてきたのに対し、予防療法的な見地から公害の防止及び自然環境の保全を図ろうとするものであり、一般的には開発事業について計画の立案、工事の着手に際し、当該開発事業の実施により、公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に予測、評価しようとするものである。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりすることにより、環境を巡る家庭の活動を把握しようとするもの。

環境ホルモン

（外因性内分泌攪乱化学物質）

動物の生態内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質の総称であり、環境保全上の新たな重要課題となっている。

環境マネジメント（環境管理）・

環境マネジメントシステム・環境監査
環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。

環境マネジメントシステムの内容としては、(1)環境マネジメントに関する方針の作成、(2)環境に関する目的・計画の作成、(3)実施・運営、(4)点検・是正、(5)経営者による環境マネジメントシステムの見直しといった組織内の一定の手続を規定し、システム自体の改善を直接の目的とするものと考えられている。

環境基準

環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められる基準をいう。この基準は行政上の目標であって、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

環境容量

この言葉は、自然の浄化能力の限界量としてとらえる場合、許容される汚染度の範囲内で環境中に排出できる汚染物質質量としてとらえる場合、さらには、地域開発に伴う環境破壊を防止するために特定の地域の経済社会活動と環境の質の変化の間における人為的なもの、自然的なものを含めたすべての要素を総合的に見たうえで、環境を保全しうる範囲内での人間活動の限界を見極めようとする場合などに使われる。

【き】 嗅覚測定法

悪臭の測定方法は、機器分析法と嗅覚測定法とに大別される。機器分析法が臭気成分の分析を主目的とするのに対し、嗅覚測

定法は人間の嗅覚によって臭気とその強さを測定する目的として行われるものである。悪臭防止法では機器分析法に加え、嗅覚測定法として三点比較式臭袋法を採用している。

逆転層

通常、気温は100m上昇するごとに0.6低下するといわれているが、気象条件によっては上空にいくほど気温が高くなる時もある。このような空間を逆転層といい、この現象を気温の逆転という。

逆転層ができると、大気にふたをしたような状態になり、逆転層の内部の大気の状態を安定されるため、地上から出たばい煙が逆転層の内側に閉じこめられ、汚染がひどくなる。

98 % 値

年間にわたる日平均値（有効測定日数）のうち、低い方から98%に相当するものである。なお、低い方から98%に当たる測定日は小数点以下を四捨五入して算出する。たとえば、有効測定日が320日の場合、日平均値の年間98%値は、低い方から314日目（ $320 \times 0.98 = 313.6$ 日）に当たる測定日のデータである。

休 獵 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として設定される。狩猟鳥獣の減少が著しい地域について設けられるものであり、休猟により狩猟鳥獣の自然繁殖を促進し、今後の狩猟の持続を図ろうとするものである。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、国際的

に協調して数値目標を達成するための制度として、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意された。

日本においては、2008年から2012年までの間の温室効果ガス排出量を1990年レベルと比べて6%削減することが義務付けられた。

【く】 グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負担ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

クロム (Cr^{3+} 、 Cr^{6+})

耐蝕性に富みメッキとしての用途が広く、光沢、固さ、耐磨耗性もすぐれた金属である。皮革工場廃水等には Cr^{3+} 、メッキ工場廃水等には Cr^{6+} が存在している。ともに毒性をもつが、 Cr^{6+} の方が毒性が強く河川等へ排出された場合にはほとんど除去されない。人体に対する影響も蓄積によって生ずる。クロム酸は、皮膚、粘膜の腐蝕性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか、腎臓及びひ臓に蓄積することが確められている。

【け】 K値規制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

嫌気性処理

排水の生物学的処理法には好気性処理と

嫌気性処理がある。BODの高い有機排水や汚泥は、汚泥の脱水を容易にし、病原菌を減少させるとともに分解安定化して酸素要求をおこなわせないため、嫌気性菌による消化を行う。嫌気性微生物は複雑な有機化合物(炭水化物、脂肪、タンパク質及びこれらの複合化合物)を分解して、簡単なより安定した物質にかえる。

健康項目

公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、水銀、アルキル水銀、シアン、カドミウム、6価クロム、ヒ素、鉛、PCBなど、計26項目があり、項目ごとにそれぞれ基準値が定められている。

原単位

一般的には、工場、事業場その他の発生源から排出される単位あたりの汚濁負荷量のこと、単位としては、工場などでは製品又は中間生産物の出荷額(量)、し尿、家庭排水などでは人口が普通使用されている。環境基準や上乗せ排水基準の設定には公共用水域に排出される汚濁負荷量の算出が必要で、このときにも原単位がよく使用される。また、総量規制の導入に際しても、この原単位を的確に把握することが重要な課題になっている。

【こ】 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物(NO_x)や炭化水素(HC)が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度に

なりやすい。(光化学スモッグ)

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素に紫外線が作用して、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質(光化学オキシダント)を生成し、このオキシダントが特殊な気象条件の下で光化学スモッグを形成するといわれている。粘膜を刺激し、目やのどに影響を与え、植物を枯らしたり、ゴムの損傷を早めたりする。この現象は、陽射しの強い夏期に発生しやすい。

(光化学オキシダント)

公 害

公害とは、環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいうと定義されている。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生育環境が含まれる。

公害防止協定

公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定をいう。これらの協定は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容としたものが多い。

公害防止計画

環境基本法に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域、又は、

人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になる

と認められる地域において策定される公害の防止に関する総合計画。

公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続している公共下水道は除く。」と定義されている。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち自己の重量により、または雨滴に含まれて地上に落下するばいじん、粉じん等をいう。

コージェネレーション

コージェネレーションとは、一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのことで、たとえば、石油や天然ガスなどの燃料を燃やして得た熱をピストン・エンジンやガスタービンなどを用いて動力や電力に変換し、その排熱(未使用熱)をプロセス蒸気や冷暖房、給湯などの熱源として利用するシステムである。これらのシステムでは、総合熱効率が80%以上になる。

合成洗剤

洗剤には、やし油等の原料から作られる「石けん」と、鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の2種類がある。

近年、界面活性剤による皮膚障害等の安全性や、助剤に含まれるリン酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされているので、合成洗剤の低りん化、無りん化などの対策が進められている。

こどもエコクラブ

子供たちが地域において主体的に環境学

習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から募集し、発足したクラブ。各クラブは、小・中学生数人から20人程度で構成されている。募集、登録の窓口は市町の環境担当課又は市町の教育委員会。

【さ】 最終処分

産業廃棄物又は、一般廃棄物の処分として、埋立又は海洋投入することを最終処分という。

三次処理

汚水の処理として、沈でんなどの一次処理、活性汚泥法などの生物化学的処理による二次処理に対して、さらに高度な処理を行うことを三次処理という。

酸性雨、酸性霧

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などに伴って、大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが、雲あるいは霧に取り込まれ、複雑な化学反応を繰り返して、最終的には、硫酸イオン、硝酸イオンなどに変化し、酸性（pH5.6以下）の雨あるいは霧となる現象をいう。酸性雨は地球規模の環境問題の一つ。

【し】 シアン（CN）

無色、有害の気体で、特異な臭気をもち、これが体内に入ると呼吸困難となり、人が数秒で死ぬほどの猛毒で、致死量0.06gといわれている。メッキ工場や鉱山等シアン化合物を使用する事業所からの廃液に含まれている。

自浄作用（self purification）

河川水が汚染を受けた場合に、河川自体、時間とともにこの汚濁を逡減する機能をもっている。これを河川の自浄作用という。そ

の作用の主なものは希釈作用、沈殿作用、水中の溶存酸素による酸化作用、日光中の紫外線による殺菌作用、及び微生物の生存競争などである。これらの作用により、汚濁物質は時間とともに水底に沈殿し、また、有機質は酸化により無機化され、特に細菌は浮遊物質に付着した状態、またはそれ自体で沈降し、伝染病の病原菌などは数日または1週間程度で死滅するといわれている。

自然エネルギー

太陽熱、太陽光、風力、バイオマス（生物資源）、水力、波力、海洋温度差、潮汐、地熱など、自然に存在するエネルギー。なかでも、太陽エネルギーの利用は、多用途に富んでおり、さまざまな技術が実用化されつつある。

重金属

金属類のうち比重が4ないし5以上のものを総称して重金属という。この中には、有害なものが多く、一般に体内に蓄積する傾向があり、軽症の中毒症状の場合でも回復が困難であり、重症の場合は短期間で死亡する場合もある。

循環型社会

製品や商品を消費した後で残る廃棄物を資源として再使用や再生利用したりすることで、新たな資源の受入を抑えたり、廃棄する量を最小限にし、その廃棄物も環境への負荷が少ないものへ変えるなど、極力環境に配慮した経済社会のこと。

植生自然度

自然は、人工の影響を受ける割合によって、自然度の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

食物連鎖（生物濃縮）

生物集団の中でAがB以下に、BがCに、CがDに捕食されることを捕食連鎖をなすという。捕食連鎖では普通固体の大きさは順に大きくなり、逆に個体数は小さくなる。太陽光と植物との光合成で食物連鎖は始まり、最終消費者で終わる。

複雑な連鎖の結果、予想外の場所に見られ無関係と思われる生物体に濃縮や蓄積が起こる。

新エネルギー

自然・未利用エネルギーの総称。技術的には実用段階にあるが、経済性で制約があり普及が十分でないが、石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なエネルギー。具体的には、太陽光などの自然エネルギー、ごみ発電などのリサイクル型エネルギー、燃料電池などの従来型のエネルギーの新形態を指す。

新交通管理システム（UTMS）

Universal Traffic Management Systemsの訳。光学式車両感知器（光ビーコン）や最新の情報通信技術を利用して交通管理システムである。高度交通管制システム（ITCS）を中核にカーナビなどの車載機を通じて交通情報を提供する「交通情報提供システム（AMIS）」や、バスなどの公共車両の優先通行を確保する「公共車両優先システム（PTPS）」など10のサブシステムで構成されている。

親水護岸

海岸、河岸等において、水にふれあうことが容易にできるようにしている護岸。たとえば、階段護岸、緩傾斜護岸等。

【す】 水域類型

水質の汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、

河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域類型を設けている。pH、BOD等の項目について、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共用水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準値が具体的に示される。

【せ】 生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などについて定められている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物が微生物により生物化学的に酸化分解され安定化する際に20で5日間に消費される酸素量をmg/l（ppm）で表したものをいう。BODの数値が高いと、有機物が多いことを意味し、汚染されていることを示す。人為的汚染のない河川では通常1ppm以下である。

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。この生物多様性の保護に関して、生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択されている。

絶滅危惧種

レッドデータブックを編集する際の絶滅のおそれのある種の評価の基準。「絶滅危惧」は絶滅のおそれのある種を言い、絶滅のおそれの度合いによりA類、B類、類に細分されている。他に飼育・栽培下でのみ存続している種「野生絶滅」、現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の

変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種「準絶滅危惧」などがある。

【そ】 総水銀

水銀は唯一の常温で液体の金属であり、その蒸気は有毒である。その化合物は、塩化第2水銀（昇汞）、硫化水銀（しん砂）などの無機化合物や、酢酸フェニル水銀（農薬）、マーキュロクロム（赤チン）、メチル水銀、エチル水銀などの有機水銀化合物が多数ある。メチル水銀は、「水俣病」の原因物質であることが知られている。

総水銀とは、これら水銀化合物の形態を問わず、すべてを含めたものである。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割りあてて、この量をもって規制する方法をいう。従来の濃度規制では地域の健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

【た】 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却過程などで自然に生成してしまう物質である。その為、環境中には広く存在しているが、量は非常に微量である。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナ - ポリ塩化ピフェニル（コプラナ - PCB）を含めてダイオキシン類と定義している。

高濃度のダイオキシン類に暴露したときには、発がん性や、動物実験における奇形

や生殖機能などへの影響が報告されているが、通常の日常生活における暴露レベルでは健康影響は生じない。

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、全体の毒性の強さを評価するためには、合計した影響を考えるための手段が必要となり、毒性の一番強い2、3、7、8 - TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数を用い、毒性を足しあわせた値を毒性等量（TEQ）という単位で表す。

大腸菌群数

人畜の腸内に寄生する細菌などを総称して大腸菌群といい、大腸菌群数は人畜の排泄物による水の汚濁指標として用いられる。大腸菌そのものは無害であるが、大腸菌の数が多いと他の有害細菌も多くなる疑いがある。

太陽光発電

太陽エネルギーは、その利用形態から熱利用と光利用に大別できる。太陽光を利用する方法として、シリコンなどの半導体に光が当たると電気が発生するという光電効果を応用した太陽電池を使用して、太陽の光から直接電気を得て利用するのが太陽光発電である。太陽電池は半導体に光が入射したときに起こる光電効果を利用して、光のエネルギーを電気エネルギーに直接変換する半導体素子でありp型半導体とn型半導体を接合して構成される。

他多自然型護岸

水理特性、背後地の状況等を十分踏まえた上で、生物の良好な生息・生育環境と自然景観の保全・創出に配慮している護岸。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、加重等価平均感覚騒音レベルといわれる。航空機騒音を評価す

る方法で、一般にうるささ指数といわれ、航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯等を考慮した1日の平均的な騒音レベルを表わす単位である。

炭化水素 (HC)

塗装・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等から主に発生する。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

【ち】 地域熱供給システム

熱源プラントで集中的に作られた冷水、温水、蒸気等を地域配管を通して一定地域内の建物に供給し、冷房、暖房、給油等を行うシステム。

地球サミット

持続可能な開発の実現のための具体的な対応方策を得ることを目的として、1992年6月にブラジルで開催された「環境と開発に関する国連会議」のこと。約180か国が参加し、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林原則声明」などが採択された。(アジェンダ21)

地球温暖化

地球規模の環境問題の一つで、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等の温室効果ガスによって、地球の気温が上昇する現象をいう。(温室効果ガス)

窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物をいう。空気は酸素及び窒素等の混合気体であるため、空気中で物を燃焼させると必ず窒素酸化物が発生する。窒素酸化物は主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)で、低濃度の場合、単独ではあまり害はないが、光化学スモッグが発生しやすい条件下では、その原因物質として問題になる。また、NO₂が高濃度の場合、目を刺激し、呼吸

器に急性のぜんそく症状を起こすなど有害である。

中間処理

廃棄物の最終処分に先だて行われる人為的な操作等をいい、その主な目的は、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させる。廃棄物を減量化することである。その具体的な方法としては、焼却、中和、溶融、脱水、破碎、圧縮等が考えられる。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護・増殖を図るため狩猟行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

【て】 低公害車

窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質や地球温暖化影響物質である二酸化炭素の排出量を削減する目的で開発された自動車を総称して低公害車という。当初は、技術開発の状況や排出ガス削減効果等を勘案して、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の4車種であったが、平成13年7月からは、低燃費かつ低排出ガス認定車に加えられた。

低周波空気振動

人の耳では聞きとりにくい低い周波数の空気振動をいい、低周波音ともいわれる。一般には90Hz以下をさすが、0.1~20Hzを超低周波音ともいう。自然現象からも発生するほか、工場の機械、交通機関等、発生源は多種多様であり、ガラス窓、戸、障子を振動させる物理的影響のほか、人には、不眠、目まい、悪心等の生理的影響があるといわれるが個人差が大きい。

デシベル (dB)

音や振動などの大きさを表す単位として用いられる。音については、通常の間が聞きうる最小の音を0デシベル、最大の音を120デシベルとし、この間を感覚等分したもので、10デシベル大きくなると耳では音が倍になったと感じる。

例えば、「木の葉のふれ合う音」は20デシベル程度、「静かな事務所」は50デシベル程度、「地下鉄の車内」は80デシベル程度、「飛行機のエンジンの近く」は120デシベル程度であり、130デシベルになると耳に痛みを感じる。

また、振動については、地震の震度階と対比したとき、震度0が55デシベル以下、震度1が55～60デシベル、震度2は65～75デシベル程度になる。

テトラクロロエチレン

エーテル様の芳香臭のある無色透明の液体で、不燃性である。ドライクリーニング用洗剤、金属の脱脂洗剤、一般溶剤等として使用される。有機塩素系化合物の一つで、有害性が確認されており、環境に排出されても安定であるため、水質汚濁防止法では有害物質、大気汚染防止法では有害大気汚染物質として対策が講じられている。

デホジット制度

ビン飲料等を販売するに当たり、現在我が国のビールビン等で行われているように、一定金額を預り金として取り、消費者がビン等を返却すると預り金を払い戻す制度。

テレメータシステム

主要な工場、事業場等に自動計測器を設置し、その観測データを常時中央監視センターに伝送し、データを迅速に集中把握するとともに、総合的な汚染の防止対策を策定するためのシステムをいう。

【と】 伝導率法

空気を一定の流速で過酸化水素中に吸収反応させ、空気中の硫黄酸化物と化合生成した硫酸の濃度により、電気伝導度の変化を利用して硫黄酸化物の量を連続測定するもので、その結果はppmで表わす。

特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質を含むか又は生活環境項目に関し、生活環境に被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では「著しい騒音を発生する」施設をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められた廃棄物であり、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に区分される。

土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康をそこない又は人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることを土壌の汚染という。

農用地については、カドミウム、銅、砒素^びについて農用地土壌汚染対策が行われている。

トリエタノールアミン法

トリエタノールアミンを含浸させたろ紙を一定期間大気中に暴露して、二酸化窒素などの酸性大気汚染物質を簡易的に測定する方法。通常 $\mu\text{g} / 100\text{cm}^2 / \text{日}$ で表示する。

トリクロロエチレン

クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。金属・機械部品等の脱脂・洗浄剤、一般溶剤等として使用される。有機塩素化合物の一つで、有害性が確認されており、環境に排出されても安定であるため、水質汚濁防止法では有害物質、大気汚染防止法では有害大気汚染物質として対策が講じられている。

【な】 鉛 (Pb)

鉛及び鉛化合物は、有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく原形質毒で、造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口的に摂取するおそれがある。

【に】 二酸化鉛法 (PbO₂法)

硫酸化合物が二酸化鉛と反応し、硫酸鉛を生成する化学反応を利用して大気中の硫酸化合物量を1か月単位で測定する方法。

二次的汚染

降雨により工場周辺の大気中に存在した汚染物質が河川水中に流入したり、発酵性有機物が微生物によって分解され、硫化水素やアルデヒドなどを生成するように、汚染源中にはじめ存在しなかった汚染物質が天然現象や生物的、化学的、物理的などの二次的原因によって生成することをいう。光化学オキシダント、酸性雨は、その例である。

【の】 n - ヘキサン抽出物質

n - ヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称していう。通常、「油分」といわれ

ており、鉱油及び動植物油等の油分量を表す指標として使用されている。

N m³ (ノーマル立法米)

気体は温度、気圧によって体積が変化するため、0.1気圧の標準状態における体積を表すものである。

【は】 ばい煙

燃料その他の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する硫酸化合物ばいじん及びカドミウム等の物質をいう。

ばいじん

物の燃焼によって生じたすす等の固体粒子を総称したものをいう。

廃棄物

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、ごみ、汚泥、廃油、し尿等の固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。また、廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分れ、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など特定する20種類のをいい、一般廃棄物とは家庭から出るごみ、し尿など産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

【ひ】 ビオトープ

Bio-Topo生物を意味するBioと場所を意味するTopeを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質なある限られた地域」と定義されている。

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的に安定であるなど多くの特性を持っており、用途も熱媒体、絶縁油、塗料等広範である。しかし、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすなど環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在我が国では製造中止になり、使用も限定されている。

pH

水素イオン濃度を示す値で、溶液中の水素イオン濃度をその逆数の常用対数で示したものである。7が中性で7より小さい値になるほど酸性が強く、大きい値になるほどアルカリ性が強いことを示す。

ppm (Parts Per Million)

ppmはごく微量の物質の濃度を表す単位で、100万分の1を1ppmという。例えば、空気1m³中に1cm³の物質が含まれている場合、また、水1kg(約1ℓ)中に1mgの物質が溶解している場合、この物質濃度を1ppmという。

PPP (Polluter Pays Principle)

環境汚染防止のコスト(費用)は、汚染者が支払うべきであるという考え方であり、一般には汚染者負担の原則といわれている。環境汚染防止コストを誰がどのように支払うかという問題は、今後の環境政策を考えるうえで重要な問題であるが、PPPはこの問題について一定の方向性を与えた画期的な考え方である。

PRT R

Pollutant Release and Transfer Register(環境汚染物質排出・移動登録)の略であり、工場・事業場が環境汚染のおそれのある化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、その結果を行政に報告し、行政がそれを登録・公表する仕組みである。

砒素 (As)

自然水の中に含まれていることはまれで、鉱山排水、工場排水、鉱泉などの混入によって含有する。昔から知られた毒性ではあるが、シアンや水銀などに比べると毒性は低い。蓄積による慢性毒性が問題となるので水道水の水質基準値、水質汚濁の環境基準値とも0.01mg/ℓ以下となっている。

【ふ】 富栄養化

湖沼や内湾のような停滞性水域で窒素、^{りん} 磷等の栄養塩類が少なく生物生産の少ない状態を貧栄養といい、これに対して、栄養塩類が多く生物生産の多い状態を富栄養という。有機物等の流入により栄養塩類の溶存量が増加し、貧栄養から富栄養に変化していく現象を富栄養化という。この結果として、時に湖沼においては、アオコの発生、内湾などにおいては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物のへい死等の被害が発生する場合がある。

複合汚染

各種の汚染物質による汚染が重複して生ずる環境汚染形態をいい、単一汚染という概念に対応するものである。

例えば、ばいじんによる大気汚染と硫黄酸化物や自動車排出ガスによる汚染とが重なり合っているような場合であり、複合汚染による公害はより深刻である。

浮遊物質 (SS)

Suspended Solidの略で、粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことである。水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、有機物質である場合は腐敗して水中の溶存酸素を消費する。また、魚類のエラに付着してへい死させたり、光の透過を妨害して植物の光合成に障害を与える。

浮遊粒子状物質 (S P M)

Suspended Particulate Matterの略で、大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾルなど) のうち粒径10 μ m (μ m (マイクロメータ) = 1000分の1mm) 以下のものをいう。高濃度で人の肺や気管などに付着して呼吸器に影響を及ぼす。

フロン

フルオロカーボンの略称で、冷媒、洗浄剤、発泡剤等に用いられている。フロンには、フッ素、炭素、塩素のみからできているCFC (クロロフルオロカーボン)、さらに水素が加わっているHCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、塩素を含まないHFC (ハイドロフルオロカーボン) 等の種類がある。このうち、CFC及びHCFCはオゾン層を破壊するフロンであり、生産の全廃又は段階的削減の寄与が実施されている。また、HFCはオゾン層を破壊しないため、オゾン層破壊物質の代替フロンとして用いられているが、CFC、HCFCとともに温室効果ガスの一つである。
(オゾン層の破壊、温室効果ガス)

【へ】 閉鎖性海域

海域部が内陸に深く切れ込んで、外からの海水の流入が少ないために海水の交換が悪い海域を閉鎖性海域という。代表的なものとして東京湾、伊勢湾などがあり、また、内海である瀬戸内海も閉鎖性海域といえる。

これとは逆に、外海に口を広くあけ、その影響を強く受けているものを開放性海域といい、相模湾、土佐湾などがある。

【ほ】 保安林

森林法に基づき、水源のかん養、砂防、風水害などの予防、魚付、風致保存などの目的を達成するため、農林水産大臣が指定

した森林。伐採、放牧、土砂採掘などが制限される。

【ま】 マニフェストシステム

(産業廃棄物管理票制度)

産業廃棄物による事故や環境汚染、不法投棄などを防止することを目的として、排出事業者がその責任において廃棄物の性状や排出、運搬及び処分に関する一連の流れを伝票により管理、確認できるようにしたシステム。

具体的には、伝票に、排出事業者が、まず、廃棄物の種類、量、処理方法などを記入。廃棄物の移動に伴い、収集・運搬業者、処分業者へと渡っていく。

収集・運搬業者は排出事業者に、処分業者は収集・運搬業者及び排出事業者に、それぞれの写しを送付。排出事業者は、保管している票と返送された票を照らし合わせ、指示通りに処理が行われたかを確認する。

【み】 未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー (夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも温かい水) や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかった以下のようなエネルギーを総称して「未利用エネルギー」と呼ぶが、これらをヒートポンプ技術等の活用、また、地域の特性に応じて、熱の利用を高温域から低温域にわたる各段階において、発電用途も含め、むだなく組み合わせるエネルギーシステムの整備により、民生用の熱需要に対応させていくことが、近年可能となっている。具体的には、生活排水や中・下水の熱、ビルの排熱、清掃工場の排熱、超高压地中電送からの排熱、変電所の排熱、河川水・海水の熱、工場の排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱・

換気などがある。

【ゆ】 有害鳥獣

法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には人間生活に対し、生命的、経済的に害性を及ぼすものを有害鳥獣といっており、鳥獣本来の食性によって、人、家畜、農林水産物等を食害するのが大部分である。

有機スズ化合物

スズ (Sn) を含む有機化合物の総称をいう。このうち、トリブチルスズ (TBT) 化合物及びトリフェニルスズ (TPP) 化合物は、船底塗料や漁網の防汚剤等として使用されてきたが、環境中で分解されにくく、生物体内への蓄積性を有し、成長阻害(体重減少)、リンパ球の減少等をもたらすといった長期的な毒性があることがわかり、環境汚染が懸念されている。

このため、現在は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」でビス(トリブチルスズ) = オキシド (TBT-O) は特に生物の体内に蓄積されやすいため、PCBと同じく第一種特定化学物質に、TBT-O以外のTBT化合物13物質及びTPP化合物7物質が第二種特定化学物質に指定され、製造、輸入等の規制が行われている。

有機リン (O-P)

有機リン化合物の総称であるが、水質汚濁防止法では、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限定している。これらは、殺虫剤(農薬)として用いられその殺虫力は極めて強いが、人畜に対する毒性も大である。浸透力が強く、体に付いたり吸収したりすると、頭痛や手足のしびれを起し、ひどいときには死さえ招く。

【よ】 溶存酸素 (DO)

Dissolved Oxygenの略で、水中に溶けこんでいる酸素のことである。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、この有機物の分解が早く進行すると酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有毒ガスを発生して水質は著しく悪化する。

横出し規制

公害関係法により規制対象となっている工場若しくは事業場又は規制項目以外の、工場若しくは事業場又は項目について、地方公共団体が条例により規制を行うことをいう。

【る】 類型あてはめ(類型指定)

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県知事が河川・海域の状況、土地利用の状況等を勘案し、それぞれの類型別の基準値をあてはめる水域又は地域を指定することをいう。

【れ】 レッドデータブック

生物種の生育・生息環境の悪化や喪失ないしは環境保全の欠如、さらに乱獲などの人間活動の影響によって、絶滅した種やその危険にさらされている種を調査により選定、掲載したもの。

我が国においては1989年に(財)世界自然保護基金日本委員会によって「我が国における保護上重要な植物種の現状」が刊行されたのをはじめに、1991年に環境庁から「日本の絶滅のおそれのある野生生物」が刊行されている。